

第七十一回国会 大蔵委員会 議 録 第四十号

昭和四十八年六月十五日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 襄治君

理事 松本 十郎君

理事 森 美秀君

理事 武藤 山治君

宇野 宗佑君

大西 正男君

栗原 祐幸君

三枝 三郎君

中川 一郎君

坊 秀男君

毛利 松平君

塚田 庄平君

広瀬 秀吉君

山田 耻目君

広沢 直樹君

竹本 孫一君

理事 木村武千代君

理事 村山 達雄君

理事 阿部 助哉君

越智 通雄君

金子 一平君

小泉純一郎君

地崎三郎君

萩原 幸雄君

村岡 兼造君

佐藤 鶴樹君

平林 剛君

村山 喜一君

増本 一彦君

内海 清君

出席政府委員

大蔵 大臣 愛知 揆一君

大蔵政務次官 山本 幸雄君

大蔵省主計局次長 辻 敬一君

運輸政務次官 佐藤 文生君

運輸省鉄道監督 住田 正二君

国固有鉄道部長 住田 正二君

委員外の出席者

日本国有鉄道共済事務局長 清水 晋君

参考人 (国家公務員共済組合連合会理事) 竹村 忠一君

参考人 (国家公務員共済組合連合会理事) 竹村 忠一君

大蔵委員会調査 末松 経正君 室長

委員の異動

六月十四日

辞任 木野 晴夫君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

同日 倉石 忠雄君

六月十三日 国家公務員共済組合制度等改善に関する請願 (和田貞夫君紹介)(第七〇三六号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

参考人出席要求に関する件

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外五名提出、衆法第三四号)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外五名提出、衆法第三四号)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外五名提出、衆法第三四号)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外五名提出、衆法第三四号)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外五名提出、衆法第三四号)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外五名提出、衆法第三四号)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外五名提出、衆法第三四号)

る法律案(広瀬秀吉君外五名提出、衆法第三五号)

○鴨田委員長 これより会議を開きます。

この際、連合審査会開会申し入れの件についておはかりいたします。

目下法務委員会において審査中の商法の一部を改正する法律案、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、法務委員会に連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○鴨田委員長 内閣提出、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び広瀬秀吉君外五名提出にかかる国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

○鴨田委員長 各案について本日国家公務員共済組合連合会理事長竹村忠一君に参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○鴨田委員長 質疑の通告がありますので、順次これを許します。山田耻目君。

○山田(耻)委員 この週の火曜日、村山委員からかなり詳細にわたりましていろいろの問題について質疑がありました。若干ダブる点もあろうかと思いましたが、御理解をいただきたいと思います。最近年金の問題が非常に国民の中に強い権利の意識として育ってきております。こうした国民の意識というものがいろいろな、ことしの四月以来働く人々の中からは年金の制度を含めての多くの要求がなされて、政府との折衝も行なわれておりますし、また院外ではいろいろとそれを求めての国民の声が組織的に強まってきておりますし、いろいろ司法の関係を強めてきております。国民にごさいますと生存権から生活権へ、だんだんと要求主体が変わってきておられるのを見ることができるところです。そのような状態でござりますから、きょうは若干、年金とは何なのか、こういう一つの総括論について質問をいたしながら、私の意見も述べてみたいと思っております。

政府自体も、ことし昭和四十八年は福祚元年である、国際的な一つの動向にも追いついてきたという意思がそこにもあるし、国内の政治の中にもそういう転換をしていきたいという強い願望が示されておられるのを私は思いますだけに、従来

の慣性の中で年金額を引き上げていけばこと足りる、こういうことだけでは私、満たされないものがあるような気がするわけです。年金というものは

第一類 第五号

大蔵委員会議録第四十号

昭和四十八年六月十五日

第一類 第五号

大蔵委員会議録第四十号

昭和四十八年六月十五日

第一類 第五号

大蔵委員会議録第四十号

昭和四十八年六月十五日

第一類 第五号

大蔵委員会議録第四十号

昭和四十八年六月十五日

第一類 第五号

大蔵委員会議録第四十号

昭和四十八年六月十五日

第一類 第五号

大蔵委員会議録第四十号

昭和四十八年六月十五日

第一類 第五号

大蔵委員会議録第四十号

昭和四十八年六月十五日

第一類 第五号

大蔵委員会議録第四十号

昭和四十八年六月十五日

社会保障制度として将来にわたって日本に確立をされていく、あるいは中身を成熟させていく大事な柱である。一体年金の性格、目的とは何なのか、こういうことについてひとつお考えをいただきたいと思うわけだ。

○愛知国務大臣 お話しのとおり、年金というのについて国民的な関心が非常に高まっておりまして、これにこたえていかなければならない、社会保障政策の一環としてその中心の大きな課題として位置づけたい、これが政府の考え方でございまして、また、各政党におかれましては、そういう趣旨やねらっておるところは御同様なことではなからうかと私は思います。具体的な進行の方法あるいは速度や幅ややり方等については、いろいろの意見の相違がありましようけれども、考え方の基本は同じだと思えます。

それから、年金というものはどういう性格づけであるか。これはやはり社会保障政策の中心に位置づけられるものである、そうして国民全体が社会連帯の考え方の上立って国民的につくり上げていくものでなければならぬ、こんなふうに考えておる次第でございます。

○山田(耻)委員 いまの大臣のお話で、概念的には私よくわかるわけだ。社会保障制度の一環であるし、社会保障政策の中核をなすものである、これが年金だ、そういうことを私概念的には理解いたすわけですが、準拠すべき法律はどのようになつておるのでございませうか。

○辻政府委員 御承知のように、わが国の年金制度の歴史なり沿革なりを振り返ってみますと、官史につきましても恩給制度が一番初めに発足したわけでございます。それから現業の公務員、鉄道等の職員につきましても共済組合制度がございまして、一般の民間の被用者につきましても年金制度がございましては戦争中ございまして、昭和十七年に厚生年金制度ができたわけでございます。それから農民、自営業者の年金制度でございます。国民年金制度は、昭和三十六年にございまして、こゝでいわゆる国民皆年金の体制が発足をいたしました。

わけでございます。そういうような歴史なり沿革なりがございまして、現在の年金制度は、御承知のように厚生年金、国民年金あるいは船員保険、共済組合の共済年金等々に分かれておりまして、それぞれ基礎の厚生年金法なり国民年金法なりあるいは国家公務員共済組合法なり、それぞれの法律に準拠して年金制度があるわけでございます。

○山田(耻)委員 国民皆年金で公的年金制度というのがいわゆる一本として統一されてきた。これらの基本的な法体系の基礎をなしておるのはやはり憲法二十五条から発したものであるというふうに現行の制度としては理解してよろしうございませうか。

○辻政府委員 御指摘のように憲法二十五条の精神に基づきましてでき上がっているものです。

○山田(耻)委員 早くからありましたのは恩給制度、これはちよつと社会保障と見るのは適切でないと思えますけれども、その後起りましては鉄道共済、国家公務員共済、最近に至りましては国民年金、こうしたものは一貫した社会保障の上に基づいた社会福祉の政策である、これもよく理解できまして、今日のこうした多くの分類に分かれておる年金制度というもののそれぞれの国民が受けるメリットは違ひます。一体どれだけの区分に分かれておるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○辻政府委員 先ほど申し上げましたように、一般の民間でございまして、被用者の場合は厚生年金保険でございまして、それから自営業者、農民の方でございまして国民年金でございまして、それから別途船員につきましても、その特殊性にかんがみまして船員保険法があるわけでございます。それから共済制度といつたのはただいま御審議いただいております国家公務員共済組合の制度、公共企業体職員の共済組合の制度、そのほか地方公務員は地方公務員の共済組合の制度がございまして、多少特殊な職域の制度といつたしまして、私立学校の教職員共済組合、農林漁業団体の職員

の共済組合があるわけでございます。○山田(耻)委員 大臣にお尋ねするわけですが、憲法二十五条から発しており、最近では恩給の關係まで共済組合に吸収され、あるいはされぬ部分と併存しながら、いま御説明ございましたように八区分に分かれておるわけですね。ところが国民皆年金でございまして、国民の有資格者がほとんど参加しておるわけですね。八区分に分かれて国民が受ける利益というものは、それぞれ違つております。こうしたこと、福祉元年と銘打つておりましたことは、福祉元年と銘打つておりました。この公的年金制度として、八区分に分かれらばならぬ処遇を受けておることは望ましくないと思われるわけでございます。しかし、それだけに沿革があるし、歴史があるし、いろいろと特徴もあるわけでございますが、しかしそれかといつて、このまま放置しておきまして、それぞれの分野の法改正しながらできるだけバランスをとるようという御配慮があるようでございます。すけれども、しかししよせんは区分に分かれておつて、歴史的な背景を持つておりますから、なかなかそれがじゃまをいたしてあります。だけれども、行政の姿としては、諸外国の例なども勘案をしてみますと、望ましくない、私はこのように思つておるわけでございます。

だからこれをできるだけ早く一本の公的年金制度につくり上げていく、こういう考え方を望ましく御判断なさるのか、いかがでございますか。望ましいと思つれば、将来の展望というものについて御成案があればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 お話しのとおりでございます。政府といたしましては、これは問題の本質として、できるならば一本あるいはそれに近い制度にするのが理想的であると考えております。そして昭和四十二年でございまして、社会保障制度審議会から答申といつたか、申し入れがございまして、それに基づいて公的年金制度の調整連絡会議といつたものもできたわけでございます。すけれども、その考え方、答申もまもつてい

ないぐらひでございますから、いわんや民間の各種の年金制度を総合して案をつくる、あるいはどういふビジョンを持つておるかとお問ひになりますと、いま政府としては理想としてはそふありたいとは考えてはおりますが、非常にむずかしい仕事であつて、まず現在のところは各種の年金相互間の権衡やバランスを考へてなるべく内容的にそれぞれを充実した形にしたい、こゝういふふうに考へておるわけでありませう。

第一、給付の水準も現に違つておりますし、それからよく問題にされますが、国庫の負担率も違つておりますし、あるいは拠出制度の内容等も違つておる。しかも制度が発足してからの経過の年数が非常に大きな違いがあるというふうなことも実際問題といたしましては統合するといふようなことを理想と考へていても、なかなか制度を一本化するとは困難といふよりは、もつと率直にいえば非常にやりにくい、ほとんど可能の限度というものがむずかしいとすら率直にいへばいいを得ないような感じをいたしましたわけでございます。すけれども、いま申しましたようにできるだけの現在の時点に立つて将来的になるべく相互の権衡を、これは給付の水準だけではなく、他の具体的な方法、拠出の制度その他も考へて及ぼして、なるべく権衡のとれたものにするといふことが現在最も努力の重点を置く行き方ではないだろうか、かように考へておる次第でございます。

○山田(耻)委員 一本にするのが望ましいという立場から、しかし実際に現実に進めることにはなかなか困難を伴うという見解のようでございます。要するに当面の措置としては、各区分間のアンバランスをなくしていきよう努力をする、そうしてそのアンバランスの調整がとれたときに、将来一本化へといふ、具体的に申せば、そういう抽象的なそういうことを考へておられるのだと私は思つておる。しかし、そういう立場をおとりになる方法が将来一本化への促進を進めることにならぬのか、将来一本化へといふ最高の政治命題を明確にしなから、それに向かつて年次計画を立てな

ないぐらひでございますから、いわんや民間の各種の年金制度を総合して案をつくる、あるいはどういふビジョンを持つておるかとお問ひになりますと、いま政府としては理想としてはそふありたいとは考えてはおりますが、非常にむずかしい仕事であつて、まず現在のところは各種の年金相互間の権衡やバランスを考へてなるべく内容的にそれぞれを充実した形にしたい、こゝういふふうに考へておるわけでありませう。

がらさや寄せをしていくというやり方がいいのか。国民としてもこの認識の度合いが今日非常に深いだけに、そういう一つの方向を明示していただく。そして長期の計画を立てて一本化へ、こう

いうように一つの方策を明示なさるのが私は一番望ましいような思いがいたすわけでございますが、そこらあたりについては、そういう考え方はだめなのだ、やはりバランスをとって、そのバランスの調整点が一致できるころ自動的に一本化へ、こういう立場をおとりになつておるとすれば、なかなか将来できないと私は思うのです。だから将来、諸外国に示されたような方向に、あるいはILOで議論されているような方向に早く日本も、経済大国ですから到達をして、国際的に恥ずかしくない年金制度を確立をしていく、こういう立場を求めていく。日本の政府としては、いま私が申しましたように、一本化への未来的な明示をしていく中で、その方向に長期計画を立てていくということが不可能なんだろうかどうだろうか。大臣、私が言っていることがほんとに無理なんだろうか、どうだろうか。そういうことをひとつお聞かせをいただきたいと思うわけでございます。

○愛知国務大臣 政府を代表してしかと申し上げるのには、いささかばかりがあるように思いますが、私の見解といたしましては、将来の問題としては、あくまで統合、一本化ということが政治的な大命題である、かように存じます。しかし、これをどういう形で統合するかというのを考えた場合に、あまりにも現在の状況が状況でございますから、どういうやり方で統合の方向に向かうかということまでの私にはまだ考えはございませぬ。しかし、基本的な考え方はそれでございませぬから、まず、たとえば公的年金の問題にいたしましても、できるだけ相互間の調整、権衡というものを考えてまいりたい。幸いに連綿会議もあるわけでございますし、これは相当な年月をかけて専門的に、財政計画の面もございませぬが、同時に内容的には、やはりこういう関係についての深い知

識を有されるような方の御意見を十分伺いながら、前向きに前進していくというよりほかには実際のな方法はないのではなからうか、こういうふうに考えるわけでございます。

なおまた、実際問題としてはそれぞれの年金制度の沿革もあり、そして未成熟なものであるだけに、各系統の相互間において、率直にいえば、具体的な利害、意見の対立ということもあり得るわけでございますから、こういう点も国民皆年金といわれるだけに、全国民的なコンセンサス、それには、たとえば労使の間におきましても、あるいは制度間におきましても、私は非常に複雑な利害関係あるいは期待権というものがあると思っております。そう簡単には私はコンセンサスが全般的に得られることはできぬであろうというふうな感じもあるもので、率直に、個人的な見解でございますが、順を追って前進をしていく、だんだんならしていくということがやはり実際的ではないだろうか、こういうふうな結論づけざるを得ないのが現状ではないかと思ひます。

○山田(社)委員 一本化が望ましい、ただ相互間の調整をとらなくてはならないし、それぞれの組合員のコンセンサスを得なければならぬ。もちろん私は、そういう経過を経ずして一本化へということには、歴史がありますだけに無理だと思ひます。

そういう調整をとり、コンセンサスを求める、そういう方向をいま直ちにというわけにもいかなしいし、いま大臣が、政府の総意を代表してという意見ではないと申されましたが、常識としてその方向に踏み出さなければ、いまのような区分に区分けをされて、自分はその年金を受ける区分の中に入ることは好ましくないと思ひます。民間の企業に入りましたら厚生年金。わしは厚生年金はいやで国家公務員の年金がほしいといひましても、それはいけません。農民は、わしは国民年金はいやじゃ、うちは五人以上の家族労働をやつておるから、わしのほうは厚生年金に入れてくれ、そういう、いまの法律のすべてを熟知しての要求

ではないけれども、感覺的には、わしは国民年金はいやじゃ、こういう要望もあるわけですが。

だから、自分の意思ではなくて、自分がいま働いておるところで年金の区分をきめられてしまつて、こういう一つの不合理性というものがだんだんと大きくなりこすれ、縮まることはないのです。これは必ず巨大な政治問題化していく事柄でありますから、こうした公的年金制度を早く一本化する検討に入つて、そして八区分間のバランスをどうしたらとれるのか、どうしたらコンセンサスが得られるのか、こういう議論を最も近い将来詰めていただかなければなるまい、こういう気持ちで、いまの大臣のことばに沿つて私は申し上げるわけでありませぬ。

ただ、大臣のお話で若干気にかかるところは、制度上の問題、歴史もあるし、あるいは財政的な問題がとおっしゃられました。国庫の負担も、それぞれの年金の中には共通性もございませぬけれども、大体まとまつていない。国庫負担もばらばらである。こういうふうな私たちが現状を理解いたしております。だから、財政問題というものがそういう中から出てくると思はれる、やはり国として、現在の上限以上のところの国庫負担、一番多い国民年金の国庫負担をもう一歩上積みをして統一的にならず、こういうふうな一つの配慮も当然議論の中には出てくるものと私は思ふわけですが、いわゆる国庫負担の統一的問題、こういう一つの考え方が最近出ておられます中には、諸外国のように、せめて国庫の負担を当面三〇%にしてほしい、こういう意見が出てきておるわけでございますが、国庫負担率のそれぞれの区分ごとの違い、こういうものをひとつ述べたいと思ひます。

○愛知国務大臣 具体的な数字をあげての権衡関係はともかくといたしまして、常識的に申せば、現在各年金の系統には、それぞれの沿革がございませぬ関係もあつて、給付の水準、それから拠出の割合その他等々勘考いたしますと、たとえばある年金制度につきましても国庫負担を現状よりも高くするということになると、一そう相互間のバラン

スが拡大されることになる、こういう点も考えなければなりませんので、現状においては、先ほど申し上げましたように、国庫の負担率ですらと率直に申し上げたのです。これはでこぼこがございませぬので、これは内容的に考えて全体の均衡がとれるようにいたしますれば、国庫の負担率をむしろでこぼこにしておかなければ権衡が現状においてはとりにくい、こういう点を考え合はせておるわけでございます。したがって、理想として、今日からスタートして全部国民皆年金ということをお白紙でつくり上げることでありませぬから、これはまた非常に仕事やりやすいうわけでございますけれども、創始された時期がそもそも違つて、いろいろな点から申しまして、各制度間のバラン

方式でもつてびしゃつとみんながイコールフットイングにするということは、実際の問題として、やり方として私は非常に困難以上の困難さがあるように思われます。同時に、しかしそんなことを言つたつて大政治課題ではないか、その点は私も全く同感なんです。ですから政治の姿勢としてはそういう方向に向かうという気持ちを持ち続けながら、現制度間における均衡というものをできるだけとれるように、じわじわといひますか、段階的にいろいろのくふうをしておくことが必要ではないだろうか。

国家公務員共済組合の現在御審議願つておるこの点だけについて申し上げてみましても、これがまた昔の恩給制度あるいは旧法をどうして新法というふうな段階を経てきておられます、それから前の制度のときにすでに受給をしておられる方々からいへば、一方においては既得権、これは法律的にもそういうことは言えるのじゃないかと思ひます。同時にこれからの改善に対して、その立場の上に立つた期待権というものを認めておられる、これは実際そういうものであると思ひますのでありますけれども、こういう点を考え合はせてみますと、先ほど申し上げましたように、それぞれの受給者の間あるいはこれをいふ今度とはたとは厚

生年金でいへば企業主の立場、そうしてこれと組合との関係というようなことも、異なつた要素で、しかも沿革があり、しかも違つた制度のもとに発達してきたものでありますだけに、政治課題としても、目標は一本化というよりは簡単に言えますけれども、なかなかこれはむずかしいといふことは何べんも繰り返して申し上げざるを得ないような感じがいたすわけでございます。

○山田(地)委員 むずかしいといふ大臣の見解はよくわかりませんが、しかし、いまの国民の持つておる不満感というのは、社会保障制度という立場に立つなら、百姓をやつておろすと民間の会社におろすと国家公務員であろうと、病氣になつたら保障してもらへるし、老後は同じように国民としてそれぞれ持ち場を守つてきたのだから、しっかりと国家として保障してもらわなければならぬといふ、生存権から生活権意識に問題が變つてきておるのだ、それが最近の年金問題に対するいろいろな裁判になったり、いろいろな争ひになつてきておるわけですね。

ところが、日本の現状というのは、申し上げるまでもなく八区分に分かれて、それぞれ区分別にみんな、健康を書したときも最後の問題の年金の扱ひもみんなばらばらなんです。これを統一しなくちゃならぬといふことは、将来にわたつて大政的な政治の懸案でもあるし、大臣自身としてはそれを求めたい、しかしして現実には困難である。これでは現状の變革をするという気がまが若手薄いのじゃないか。

だから困難な問題点といふものをもつと客観的に、科学的にそれを出していつて、これを一体どうしたらいいのか、こういうことなどを審議をする社会保障制度審議会もあるのですから、あるいは年金制度に関する審議会もあるのですから、そういうところで討議してもらつた時期ではないのか、そうしてその具体的な一つの答申を得ながら、それを実現していくのに財政問題はどうか、そのあるいは過去の歴史の個々の調整点はどうか、いろいろな問題点が出てくると私は思ひ

ますけれども、もう問題点を表面化して、国民全体のコンセンサスを得る時期に来ておるのじゃないか、こういうふうには私は思ひます。

ですから、大臣の答弁なつておる内容、私、全然わからぬわけではございません。よくわかりますけれども、しかし、わかつておるといふことだけでは現状の固定です。やはり年金問題を解決するということに大きく踏み出すためには、いま私が申し上げたようなことを主省として踏み出していただく、そしてそれぞれの委員会でも討議をしていただく、国民に向かつてもコンセンサスを求めるような一つの材料を提供していく、そういう中から、困難な問題であるであろうこの年金というのが、私は片づけられていくのじゃないかという気がいたしております。

この問題については、また中に入りましたときにいろいろと掘り下げてまいりたいと思ひますが、もう少し結論を進めていくのですけれども、日本の年金というのは、先ほども御答弁がございましたように、恩給法から受けて入つてきておるものが多くあるわけですね。あるいはもと日本

の年金制度の生みの親といふのは、内容的には恩給だったかもしれません。しかし恩給といふのは恩恵的なものであつて、字に書いてあるとおりです。恩給といふのは、途中一時脱退するような事態に直面しても、国庫納付金であるからということで、掛け金の相当額ないしは何割か金額を減じたものを返還をする、こういうふうなことも、恩給制度時代にはございませんでしたが、いまの共済組合制度には若干の前進を見ております。しかし、系統的に見てみますと、従来の恩給、与えらる、国益、軍国主義時代のこういうもの、思想といふのがいまの年金制度の中に残るかすとして生きておるのではないだろうか、こういう気が私、ときおりいたすわけでございます。いまの共済組合法第一条、公共企業体等共済組合法第一条、地方公務員共済組合法第一条もそうでありまして、い

第一項に明らかにされておまして、第二項では、公務員共済の場合は公務の円滑な運営に資するためとなつております。いわゆる年金というものは、冒頭御答弁ございましたように、社会保障の精神から出ておるものであるから、憲法二十五条の中核をなすものである、これは人間として生活を

していく上に不可欠の要件を備へさせてあげ、しかもその最低の保障をなし逃げてあげ、こういう立場を貫いておるとするならば、私は公務員としての公務の能率的運営に資するとか、あるいは公共企業体の企業運営の円滑に資するとか、あるいは地方公務員の公務の運営の円滑に資するとか、あるいは、こういう一つの、社会保障制度とは別の性格がここに生み出されておるようには私は思へる。ところが厚生年金法にはございませ

ん。新法ができました昭和三十四年、公共企業体の新法ができました昭和三十一年、そのときの法改正で恩給者を吸収しました。そのときから第一条は、私が先ほど申し上げたように改正をされたことと承知しております。

そういたしますと、今日の共済組合法といふのは恩給法思想といふものをこの中に受け継いでおる、もつと端的に言へば、戦前の軍国主義思想といふものが、あるいは軍国主義国家体系といふものがこの中に生かされておるのではないだろうか。それが国家公務員年金であり公共企業体の年金であるとするならば、私は憲法二十五条の精神に反すると思ひ、一体これはどう解釈したらいいのだから、私の考えが間違つてゐるかもしれませんで、その点について御説明をいただきたいと思ひます。

安定と福祉の向上に寄与することにも、公務の能率的運営に資することを目的とする。」といふふうになつておるわけでございます。したが、いまして、国家公務員の「生活の安定と福祉の向上」といふ社会保障的な要素と、それから「公務の能率的運営」といふ要素と二つの要素からなつておるわけでございます。先般もお答え申し上げたわけでございますが、国家公務員共済組合審議会の三十四年の答申におきましても共済年金の性格は、「一般被用者に対する社会保険制度の上に公務員の特

殊性に対する要素を加味した、独特の職域保険制度である」といふような答申がございまして、また今回の社会保障制度審議会の答申におきましても、厚生年金を基盤とした上、これに企業年金的性格を加味するといふようなこともうたわれておりますので、私もどなたもいたしました。現在の共済年金の性格なり目的なり本質なりをそのように理解をしていくわけでございます。

○山田(地)委員 そのことは八区分ある中にはそれぞれの特徴点といふものはございまして、特にいまおっしゃいましたように、厚生年金は一般社会保険、国家公務員年金は特殊な職域保険、このように解説にも書いてございまして、おっしゃつておるとおり。しかし、それはそれで将来一本化することが望ましいといふ前提から見ましたら、

いわゆる公務員共済のほうがある意味では、官吏として国家公務員としてその職務に従事をしておるし、いろいろな身分的な制約、制限もあることだから、若干給付を高くしておることの理由説明なわけなんです。私はどう理解しておるわけなんです。高くしておることの理由説明ですね。ところが国庫負担は、厚生年金のほうに百分の二十で国家公務員、公共企業体は百分の十五ですね。むしろ公務員共済なり公共企業体共済のほうに国庫負担が低い。だからむしろ掛け金は企業体なり組合員、それ自体が高い。厚生年金は掛け金割合は四〇%でしよう。国家公務員なり公共企業体の職員は四二・五%でございまして、掛け金も高い。だから当然給付は高い。しかし、それもい

ろいろな恩給該当者などの身分通算等をいたしてきた、今日では特殊な職域保険としての性格づけもする、そして掛け金も高いじゃないか、そのかわり給付も高い、こういふふうな申しわけのないものがいまの審議会の答申、意見であったと私は思うわけだ。

こういふ一つの状態というものを考えてみていきますならば、私はいまの第一条の目的の中に「公務の能率的運営に資する」、そのために共済組合制度があるのだ、あるいは「公共企業体の円滑な企業経営に資する」ために共済組合があるのだ、こういふふうな理解というものと違ふと思うのです。特殊な職域保険であるということ、公務なり公共企業体の運営を円滑にするために共済組合というもの加入する、あるいはそういふ制度があるという事。第一の目的は社会保障制度的なものであり、第二の目的は仕事を円滑にさせるために共済組合はあつたということ。それと、いま言ったような社会保障制度審議会なり年金審議会のいつているように厚生年金は一般社会保険である、公務員、公共企業体のほうは特殊な職域保険である。この違いは目的の違いということと異なると思う。

これは給付が高いということがいつも問題になります、職域保険としての性格を持つておるのだ、こういふふうには私は理解をするわけだ、それは前提が憲法二十五條から出発しておるということにかんがひまして。昭和二十五年の社会保障制度審議会が社会保障の一環であるということとを明確に示しておられます。こういふ憲法二十五條なり昭和二十五年の社会保障制度審議会なりの答申から見て、私はこの一条の目的というのは恩給の思想体系を引き込んでおる、若干ひがみがあるかもしれないけれども、そう思うわけだ。なぜそれを思つたかということ、私の気持ちをより具体化させたのは旧法の第一条の目的、性格にはなかつたものが新法には生かされてきておる。新法に生かされたときをもつて恩給制度を引き継ぐものが一応共済組合の中に引き継がれてきたとい

う、そういう一つの経緯があるだけに、私は強くそう思うのですが、第一条をいまのようになおしやり方だけで私は受けとめにくいので、もっと、私が申し上げたようなことは間違ひであるのか、そういう考え方も若干現実的に肯定し得るとしたら、この第一条の二項の部分について修正する用意があるかないか。この点を少し明確にしておいていただきたいと思つておるわけだ。

○愛知国務大臣 いま辻政府委員からお答えしたことで尽きているかと思つておるわけだ、さらに補足して政治的にお答えするとすれば、こういふことになるのじゃないかと思つておるわけだ、御批判をいただきたいと思つておる。

国家公務員の共済制度というものは、本件の御審議を始めていただいて以来ずっと私が言つておりますように、現実には何といつても恩給制度というものが常識的にいつて引き継がれておるわけだ。これはもうほうほうの方の立場からいへば、既得権的な考え方がある。こういふわけだ、それにプラスといひますか、日本国憲法下におけるところの社会保障制度の一環としての年金制度といふことが複合されておる。これがいわゆる特殊な職域、社会におけるところの年金制度といわれるゆゑである、かように私は存じます。

したが、いま私としても将来の理想でございませうけれども、それらのことをよく納得づくにコンセンサスができて一本に統合できるといふようなことができませんならば、それはただいまの法律第一条第二項を修正するとかなんとかといふことは当然その中に吸収されるべき問題であると思つておる。現在のようになかにも年金制度が、先ほど来入つと仰せられておるわけだ、ごさいますけれども、それらの関係が調整されない限りは、現在の法律制度を改定するといふ、こういふ考えは現在政府としては持つておりません。

同時に、先ほど私は抽象的に申しましたのでありますが、現に御指摘があるように、国庫の負担率あるいは受給者の掛け金といふか保険料、そうい

う点にかかわる点からいつて、いま一律にこうしうるとおつしやられてもなかなかむずかしいんじゃないか。国家公務員共済組合でいへば負担も多、しかし国庫の負担率は低い、しかし給付の内容容の水準はよろしい。しからは厚生年金と同じように二割負担を国庫がすればといへば、そこにます格差が出てくるわけだ。

こういふふうな点をいろいろの点から考えまして、まず現状におけるところの権衡あるいは給付水準の上昇といふことが望まれておる。これも先般もいろいろ御議論がなされたが、政府として、たとえば厚生年金が物価スライドを踏み切つたのだからこのほうに物価スライドをやつたらどうかといふことも審議会においては御検討いただいたわけだ。しかしこれは御答申にあるように、意見が賛否相半ばした。そこでそれに並行してたまたま公務員の給与ベースアップ、四十六年、四十七年の上昇率をプラスをして、それを基準にしたといふような、便宜的であるいは御批評を受けるかもしれないけれども、現下の与えられた条件のもとにおいて、いろいろの趣旨の目的を曲がりなりに達成するといふことからいへば、こういふやり方が現下においては最善の選択ではなかつたか、選択であつた、こういふ考え方である。案を御提案申し上げておる次第でございませう。

○山田(駐)委員 大臣のおつしやいますことは、将来一本化になればこういふ一条の第二項などは当然消えていくだろう。しかし現状では、公務員共済なり公共企業体共済はかつての恩給受給者の継続期間を通算して共済年金を受けていく、こういふ人々を吸収しておるから、まあまあ、いまの段階ではこういふ二項を持つておるのだ、将来はなくなつていくように、そのお気持ち、私はすなわちおつしやうに、そのお気持ち、私はずういふことだ、そうだと思つておる。そうしていただくなら、さうだと思つておる。

ただ、これはいろいろとらえるように恐縮でございませう、先ほどの八区分一本化の問題を将来の一つのあり方として検討していかなければならぬとおつしやうしてました。しかしその過程で、い

ろいろな制度上の調整、内容上のバランスをとる、そして国民とのコンセンサスを得るようになる、その段階がいまの段階だとおつしやうしておられます。私は、いまの一条第二項といふのが現状の年金支給条件の中に基本的な損害を年金受給者に与えるといふような事項があるといへば、私は重大だと思つて、その部分についてはぜひともバランスをとる、調整をしていかなければならぬと思つておる。

それが、それぞれの法律にございませう給付制限です。国家公務員法では第四節、九十七條でございませう。公共企業体では第一節二十條でございませう。いろいろな給付制限がございませう。たとえればこの条文を見ますと、禁錮を受ける、そうした場合一部または全部の資格を喪失する、あるいは公共企業体の中にもございませう。この給付制限の中には、最近日本の労使関係が實際的に多くの話題を呼んでおられます。ILOの精神並びに諸条約に、日本の、特に国家公務員関係、公共企業体関係が持つ労働運動への認識、あるいは国内法の未成熟な部分、こういふものが指摘を受けておられます。そういふ、労働運動をやつたといふことで公務員法に基づいて停職以上の処分を受ける、戒告を受ける、あるいは減給といふ処分を受ける。ところが公務員法を見ますと、停職以上の処分、停職、解雇でございませうけれども、こういふ処分を労働運動上受けた場合には年金の一部または全部を支給しない、こういふ法律になつておられます。私は、一条の目的第二項との結びつきが明確にここに存在しておるとは言い切れませうけれども、社会保障とは何ぞやといふことにもう一べん返りたくなるわけだ。病氣になつたら困る、国民のめんどうを見なければならぬ、働けなくなつたら、まだ働く能力を備えない赤ちゃん、子供、こういふものは社会保障制度の中でしつかり国が抱きかかえていく制度をいふのだ、おまえはさういふことで入つて分けて年金保険をかけるさい、しかしおまえは企業の意に沿わなかつた、おまえは労働運動をやつた、そうして企業で職場

規律を乱したということで停職以上の処分をかける。社会保障制度はあまねく国民全部を明記してあります。その全部に保障すべき、こうした社会保障制度の一端である社会福祉政策の重要な部分である年金制度を減額をし、停止をする。こういうのが給付制限の骨格を占めている。

そういうことが正しいかどうかわかりませんが、現行の共済組合法に適用される以前の恩給制度の時代ならば別だと私は思う。日本に社会保障制度というものはなかった時代は別だと思ふ。しかし、今日では国民皆保険制度がとられ、社会保障制度の一端として認め、福祉政策の根幹をなすものと認めたこの年金が、そういう一つの行為があったとして一部停止なり全部停止を行なうて生活権を奪うということがいいのかわりなのか、私はおかしいと思うのです。

しかも、私は法律的には詳しくございませんし、日本の実定法の中にはそれは存在をしておるので、これもまた困ったと思ふのでありますけれども、たとえば刑罰の二重制裁主義というものはいけないのだ。裁判で明らかになりました刑罰をめぐりに服役をして、そうして社会人として帰ってきたら、更生された人間として平等に、差別なく社会復帰させてあげてほしいというのが、法務省の指導であるし、国の指導であつたはずで、ところが、懲役一年以上、禁錮を受けると年金はゼロになっていくのです。あるいは、制限額がございすけれども、十分の二・五、十分の三・五、十分の四・五と加算をされていく減額措置ができております。それは刑罰を終わって、服役をして罪を償ってきれいにならだになって帰ってきた人に対して終身続きます。生きておる限り続きます。そうして、その人が死んだら、恩給、年金受給者の継続をする奥さんにも影響してまいります。その子供にまで影響してきます。一体こういうことが社会保障制度の一端としてすなわにながめられますか。

私は二重制裁主義というものは好みません。刑罰を受けて、無事にそれを果たして帰ったら、私

は、りっぱに更生された社会人として平等に扱いたい。いまの各企業内罰の中にも同様、類似したものがありますだけに、私は特に大臣にこの点一つだけお答えいただぎまして、将来の方向を御明示いただきまして、大臣は御退席のようでございますから、以下各論に入つていきたいと思ひます。その点だけ、私は何としてもさびしい気がしてなりませんので、憲法二十五条なり、いまの社会保障制度の一端であるという立場から見ると、この点はどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 先ほどお答えした中で足りないことがあつたように思ふのでありますが、経済的というか、そういう観点から見ると、恩給制度からの引き継ぎであるという面を申し上げましたが、同時に、やはり特殊な職域であるという点の意味は、日本国憲法のもとにおけるところの国家公務員というものの性格、あるいは公企業体の職員の性格といったようなものも特殊の職域という觀念の中に入つておる。それに社会保障政策が踏まえられておるといふのが国家公務員共済組合であると私は思ひます。

そこで、国民に対する奉仕の義務を持つておる国家公務員というものの性格からいまして、これが労働問題あるいはその他の問題になるという御議論がある点であると思ひますが、現行の法令に違反し、そして行政罰を含む処罰に服したような場合に、これに対して制裁があるというのにはやむを得ないのではなからうか。これは意見が違ひますのでたいへん恐縮ですが、その点については、遺憾ながら私は山田さんのお考えと意見が違ひさせていただきます。

たとえば、私学の共済につきましても同様の制限規定がございすますが、これはやはり私も法制上の立場その他の立場を的確に理解して申し上げるわけはございせんが、教員という職業の性格あるいは使命ということから申しまして、私立学校の教員の方々に對しても、やはり同様な特殊の職域である、そうしてそこの中の方々の、社会的にあ

るいはその他の意味において特殊な使命を持つておる特殊な職域であるということに着目して、かような制限規定が置かれておるものと私は存するわけでございます。こうした種類の問題は、私がいま申しますのは現行の諸法令、国家公務員の方、これに対する労働法規をどう考えていくか、あるいは公企業体の職員に對してどうあるかという点については別個の問題があるかと私は思ひますけれども、しかし、現行の法令のもとにおけるところの国家公務員あるいは公企業体の職員等に對しましては、かような制限規定があることはやむを得ない、私はかような見解を持つております。

○山田(駐)委員 大臣、あとまた機会を改めてお伺いしたいと思ひますが、辻さん、いま大臣のお話でございますが、私はこの社会保障という立場から見たら、生活権の問題ですから、いまのその人がどういふ仕事をしておるのか、どういふ労働の態様の中でのことかというところは、これはそれぞれ、たとえば民間企業だったら、民間企業の中には勤務規律がございまして、そうしてそれぞれ作業内規等もございまして、それに違反をしたときには懲罰委員会にかけてその人に対する制裁を加えておられます。それはあるわけですね。それはそれ限りですね、制裁は、そういう、いいこと、悪いことという表現をすれば、まあ、よくないことをしたのだからおまえは制裁をする、制裁をして減俸とかあるいは出社停止とかあるいは停職、あるいは一番ひどいので解雇というのがあります。それは企業内の規則できめておられて、みんな承知しておるわけですね。

公務員の場合は、いわゆる国民が雇い主でそうして中正をもつて勤務しなくちゃならぬ、これに違反したときにはこういふことで制裁を加えるぞという、公務員の法律に基づいた条項がございす。私はそれはそれで、いまとやかく言つておるのじゃないのです。正常な勤務をする、円滑な仕事をしたいために一生懸命働いておる人たちは努力する。ところが、故意か過失にあやまちをおか

して制裁を受ける。そのことを私はとやかく言つておるのじゃない。それは企業内の規則であるし、公務員なら公務員法なんです。地方公務員は地方公務員法、公企業体にはそれぞれ事業法がございす。事業法で取り締まっております。それと共済組合法とは別だと私は言つておるのです。

共済組合法というのは、その人が二十年以上一生懸命働き通してきて、そうしてその間起こつた疾病その他について短期で救済をしていく、そうして働けなくなった老後に對しては人間として最低生活の保障ができるようになんかどうを見たいきましよう。それがいま国家の制度の中で公的年金制度という制度になつておるわけですね。いわゆる国、本人、事業主という三者負担によつて、率は違ひますけれども入区分に分かれておる。ところが、事業内の諸法律に抵触をして罰則を受けた、あるいは刑法に觸れて刑事罰を受けた、刑務所に入つた、私は、それはそれで服役をしたら終わりじゃないか、事業内で罰を食つて、停職、減給を受けたらそれで終わりじゃないか、なぜ終身つきまとしてその人間に罰を食わしていかなくちゃならぬのか、なぜ死んでしまつて奥さんや子供の代になつてもなお継続してその罰の効果を及ぼしていかなくちゃならぬのか。これは社会保障だろ。私はほんとうに首をかき上げたくなるのですけれども、辻さんこの点いかがでございますか。

○辻政府委員 給付制限の問題につきましては、先ほど御指摘がございまして、国家公務員共済組合法の九十七条に根拠規定がございす。具体的には政令で定められているわけでございます。政令で定めるにあたりまして、これは昭和三十四年でございますが、国家公務員共済組合審議会にかけて、その答申をいただきまして、それに基づいて政令を定めたわけでございます。そして国家公務員共済組合の場合でございますが、最高二割までの給付制限があるわけでございます。

共済組合の年金の性格につきましては、先ほど来御議論があつたところでございますが、私どもといたしましては、一般の被用者に対する社会保険制度の上に公務員の特任性に対する要素を加味したそういう職域保険であると考へておるわけでございます。そういう性格から見まして、一般の社会保険給付に見合ふ部分につきましては、御議論のございましたように、確かに給付制限をすることは適当でないと思存します。その分はそのままにいたしまして、公務員の特任性に基づく給付のいわば上積み分につきましては、これは給付制限が許されるのはなからうかという考へ方に立ちまして、ただいま申し上げましたように、最高二割の給付制限をいたしておるわけでございまして、共済年金制度の性格から見て、この程度の給付制限というのには妥当なところではなからうか、かように考へておる次第でございます。

○山田(勉)委員 ちよつとおかしいですが、いわゆるその人が公務員として二十年まじめに一生懸命やってきました、そして既得権である年金がつくわけです。掛け金も高かかっていたわけですね。そして退職前になって故意、過失は別にして問題を起す、刑法上の罪を問われる。そういうたしなすと、その発生した時点で、その問題によつて、法のもとにその人はさばかれていくわけですね。そしてかりに禁錮刑を受けるとします。禁錮刑を受けて服役をしている間は年金を支給することを停止する、その権利を停止するということなどならわかりますけれども、おまへはもうこういふことをしたら、過失、故意は問わず、刑法上の制裁を受けたらもうおまへは上積み分は取り上げるんだ、こういうおっしゃり方のようにです。

しかし、これは公務員法という法律をもつて救済しているなら、私は必ずしもわからないことはございませぬけれども、恩給であつたらわからないことはございませぬけれども、社会保険としてこれは認めておる。そういうことになっていきまして、いまのあなたのおっしゃっているお答で

は、どうも承服できない部分が多くあるわけですね。だから、厚生年金を受けておる一般企業の中にはそういう給付制限は少しもございませぬ。そういうことをあわせて、いまの上積み分は取り除いて厚生年金並みにするのだよ、あるいは厚生年金並みという一つの――表現は適切でないかも知れませんが、公務員なるがゆえにという特殊職域保険というところで上積み分がある、この上積み分は取り上げるぞというところで、十分の二減額という措置をしたのだ、これはおかしくないというお話のようです。しかし、私はそうなる、論理的にはおっしゃることが一つの要素を持ち得るとしても、社会保険という根本の理念から見たら当てはまらない。それから社会の制度として各種の法律がございしますけれども、その法律に基づいて刑事上の罪を全部服役をしてもとの状態に返つたら、それはそれで終わらなうか、一般社会人として復帰をしてきたら何も問題は無いと思ふ。二度とするなよ、これが更生として扱われている問題でしよう。しかしもうお前はだめだ、一べんやつたから二割ずつ減らすのだ、こういう思想というものは、最低生活を保障するという立場からとられては、社会保険制度の面から見たらおかしくないか、こういう気持ちで私にはするわけですね。それから、これもことばじりをするように恐縮ですが、二割の減額というものが上積み分に相当するのかわりか。禁錮刑三年以上を受けたとしたら二割でないはずであります。一応この政令をここで、給付制限率ごとにひとつ御説明をいたしたいと思ふのですが、それはそのあと説明してあらうかと思ふので、いまの二割が上積み分に相当する、それ以上のもは何分に相当するわけですか。

「委員長退席、大村委員長代理着席」
○辻政府委員 厚生年金につきましては給付制限がございませぬことは仰せのとおりでございませぬ。したがうして、その一般被用者に対する取り扱ひの均衡から見まして、いわば厚生年金の給付に見合ひます部分、一般の社会保険給付に相当

いたします部分については給付制限をいたすことが適当でございませぬので、そういう考へ方に立ちまして、基礎的な部分については給付制限をいたさないわけでございますが、先ほど申しましたように、いわば公務員の特任性に基づく給付の上積み分につきましては、そういう共済年金の本質、性格からしまして給付制限が許されるのはなからうかという考へ方に立ち、給付制限を行なうわけでございませぬ。それが二割という考へ方でございます。

国家公務員共済組合の場合の支給制限の基準を申し上げますと、禁錮以上の刑につきましては十分の二の給付制限をする、懲戒免職につきましては引き続きその期間部分の額の十分の二を給付制限をいたしております。懲戒停職につきましては停職期間部分の額の十分の一を給付制限をいたしております。なお、特に各省各庁の長がこの割合によることを不適當と認めた場合には大蔵大臣と協議をいたしまして、その協議によりまして支給制限の割合を定める、かようなことになっております。

○山田(勉)委員 それでは支給を停止するという処分はほりはないわけでございますね。○辻政府委員 禁錮以上の刑に処せられてる期間に支給を停止するわけでございます。○山田(勉)委員 九十七条の三項がそれを意味しているわけですか。○辻政府委員 そのとおりでございます。○山田(勉)委員 いまの御説明を見ますと、最高十分の二でございませぬ。十分の二を最高に給付制限をする。この問題につきましては、さつき大蔵大臣がおっしゃってましたように、恩給法の流れを受けてございした公公務員共済であるから、あるいは地方公務員共済であるから、公共企業体共済であるから、そういう給付制限というのも第一条の第二項の目的を受けて発生をしておるので、そういう二重制裁になるけれどもあるのだ、そういうあなたの答弁だというふうに受けとめるわけですが、私は、大蔵大臣がおっしゃった

ように、将来一本化になる、一本化になるという制度変革なり時期を画して消えていく。こういうふうなことは、今日の時点で給付制限することは妥当性を欠いておるからそういう発想に大蔵大臣はなつてきたのじゃないかと思ふわけですね。将来一本化になつたらやめませぬ、そういうものは、そういう第一の第二の二項もなくなつていくでしょう。給付制限、それもなくなつていくでしょう。こういうふうな純粋な社会保険制度という立場に立ち切ればそういう状態になつていくだろうというふうな一つの大臣の御意見でございますが、私は、いまの制度の中にある問題点をなくすることが妥當である、社会保険制度という立場に立つてです、なくすることが妥當であるということをお認め合つての御発言だと思ひます。

「大村委員長代理退席、委員長着席」
そういういたしますと、たとへばいまの二条第二項をなくしていくことは当面はできない、しかし将来は、一本化になつたら考へませう、こういうこととんですけれども、いまのように給付制限の事項につきましては、二重制裁という立場から切り抜けていくことが、もの考へ方、常識としてはそれはそれとおろだという答弁をいたしてございませぬけれども、こういうふうな問題点で、今日の生活権に直接影響を及ぼしてくるようなことになつておる条文については、これは改めていただくことはできないだらうか。給付制限というのは禁錮刑を受けたとき、停職以上の処分を受けたとき、その期間内は九十七条の第三項によつて全面停止をする、以後は十分の二の減額をしていく。この以後の十分の二の減額という措置は、国民の生活権ということから考へたら、生活権を脅かすわけですね。この点は、今日の問題として排除してしまふべきではないだらうか。

私は、後ほど質問をするわけですが、公務員年金が今日のこの生活物価上昇の中で最低生活を完全に保障しておる、それだけの年金をもらつているというふうには思へませぬ。その上になお終身二割も差し引いていくということになります

第一類第五号 大蔵委員會議録第四十号 昭和四十八年六月十五日

と、しかも奥さん、子供にまで影響させていくという事は、社会保障制度という立場から見ればどうも納得しがたい。だから、その罪に服役を止、このことも私は納得しません。納得しませんが、それはやはりその刑に服役をしておる苦汁をなめる、そのことについて私は多少の理解を示すことはできませんけれども、服役後社会人となったときに、なお社会保障制度の一環である年金は終生額を加えて減額をしていく、こういうやり方は、常識からしても、社会保障制度、憲法二十五条の精神から見ても合致をしない。この点はひとつ検討していただいて、ほんとうに人間として、日本の国民として更生した人たちに對しては、差別なく社会保障制度の恩恵を受けさせる、こういう措置をしていくのが、私は、法のもとに平等である、しかも権利として、既得権を持つたその人に対して当然の保障である、こういうふうなひとつ辻さんお考えいただいて、御検討いただくという事は、いまの皆さんたちのお気持ちの中からはどうしても引き出すことができないのでしようか。この点をひとつ明確にお返事をいただきたいと思ひます。

○辻政府委員 先ほど来、共済組合法の第一条の目的につきましても御意見は十分拝聴させていただきました。その上で重ねて理屈を申し上げようと思ひます。恐縮ではございますけれども、やはり現在の共済組合年金の制度と申しますものは、社会保障制度の一環であることはもとより間違いないところでございますけれども、そのほかに、いわば国家公務員制度の一環であるという性格もあわせ有しているのではなからうかというふうなことを考えているわけでございます。国家公務員は、申すまでもなく国民全体の奉仕者でございます。その意味におきまして、公務の能率的運営をはかるということもまた重要な目的であるわけでございます。したがって、社会保障制度としての性格をそこなわないう限りにお

きまして、国家公務員制度の立場から、その面からある程度の制限を課するという事は、現在の制度のたてまえから許されるのではなからうかというふうなことを考えているわけでございます。先ほど来大臣もそういう複合的な性格のものであるという答弁をいたしましたところでございますが、そういう共済年金の目的なり本質に立って考えてみますならば、基礎にございませう社会保障制度の一環としての給付をそこなわないう限りにおいての給付制限というものは許されるものではなからうか、そういうふうな思ひますところでございます。

○山田(勉)委員 社会保障制度の一環であるという事は間違いないけれども、国家公務員法の公務員としての立場がそういう減額措置をさせるんだ、複合しておる、こういうお話でございます。きょうは法制局を呼んでいませぬので、私は一条の二項の解釈をここで明らかにすることはできませんけれども、いまの年金関係をつかさどる皆さんたちの判断は、一条の第二項の目的はそれわかりました。私、先般法制局といういろいろの問題について話をしたわけですが、まあ法制局の事務官の皆さんの見解としては、一条の第二項は、国家公務員として公務員法によって仕事をすること、第一項の老後の生活の安定、そして疾病その他によって生じた今日の不安、こういうものを除去してあげる共済組合、そして公務員として安心をして仕事ができるように第二項というものはあるのであって、第一条第一項の生活の安定と社会福祉の向上を演説させるようなものではない、この見解を述べておるわけですが、それからこの共済組合法のいろいろな解釈、解説が大蔵省の方々から出されておりました。これが大体今日の共済組合年金関係法令解釈となつて出て、それをもつて理解されておりますが、この解釈もほぼ同様な解釈になつておるわけなんです。しかし、この大蔵省が出された解釈の中には、辻さんなり大臣がおっしゃつておるに、公務員としての性格を

若干におおせておる要素があります。しかし社会保障制度の一環であるという事が法律上明確になつておる。そういう立場から見れば、私は、法制局の解釈が正しい、これは将来必ずやうなつていかなければならぬ問題です。私、きょうお呼びしていただいたのは、このことだけでそう長く時間をとつては恐縮だと思つたからなんです。将来必ずこれは変更をされる条項なんです。給付制限もそうです。

最近、皆さん御存じのように、生存権から完全に生活権にということでは裁判も起こつておるわけですよ。そのことが判事の中では支持をされてきておる傾向なんです。私は古い法律といふのはだんだんと修正されていくものと思ひます。思ひますが、現実に年金を減つておる大蔵省の皆さんなりあるいは関係省の皆さんたちは、そういう変化に對応できるような政治姿勢だけはとつていただかないと、今日の社会のトラブルといふものを解消することにならずに、むしろ激化することになるのですから、その点は政治を担当するものがしっかりと心に銘じておかなければならぬ。だから、きょうここでは私は辻さんのいまの解釈に不満を表明いたしません。しかし、必ずいまの二重制裁という考え方は、少なくとも社会保障制度にかかわる関連についてはその分野が最優先されて法律は正をされていく、こういうふうなひとつ御検討いただかなくてはならぬと思ひます。

この点は、次官お二人お見えになつておられますし、両方の次官の關係する共済組合のことを申し上げておるわけですから、お二人の次官に對して、この一条第二項の将来の改正もさることながら、このことによつて生じておる公務員の性格による給付制限、このことは社会保障制度の上から見たら適切でない、だから将来修正をする、そのことのための検討に入つてほしいという私の主張に對してどのようにお考えになつておられるか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 先ほど大蔵大臣からこの考

え方の基本を御説明申し上げたのでありますが、そういう御説明の骨子は繰り返してまいりますが、いま日本の社会保障制度全般を通じて給付制限といふものをする、あるいは所得制限をする、そういうことが社会保障の面でいろいろあるように思ひます。この考え方を将来の社会保障制度の上でどう考えていくかという事は非常に大きな問題だ、社会保障制度を論ずる上において非常に大きなテーマだ。しかし方向としては、私はやはりそういう給付制限をする、あるいは所得制限をするということについてだんだん考え直していかうという傾向にあるように思つておるわけなんです。しかし、直ちにまだそう簡単にはこれはいきません。またそういう社会保障制度全体の問題に加えて、ここでは一本化の将来というものを考へて、一本化のときにはまたいろいろ考えられることであらう、こういうことでありまして、私どももいま御質問のお気持ちにはよく了解できるわけでありまして、さて現実の運びとしましては、社会保障全体にわたる大きな問題でありまして、またいまはまだこの国家公務員共済組合制度といふものは恩給との複合といふか、混合した状態にあつて、いわば未成熟の状態にあるという組合でもありますので、そういう点も考え合わせながら将来の問題をひとつ考へていききたい、こう思ひます。

○佐藤(文)政府委員 先生のお話をずっと聞いておりました。権利として、また生活権として給付制限の撤廃をやるべき方向にいくのだ、こういうお考え方はわからないでもありません。しかし私はそれより以上に、公企体の職員には義務として国家の責任が課せられておることを考へます。給付制限の最小限の実施といふものは将来ともやむを得ない、こういうふうな考へておられます。この点、先生のお考えと違ふ点は残念でございますけれども、私はそういう考へ方を持つております。

○山田(耻)委員 次官お二人のお話は、私は何か無理に肩をいからせておっしゃっているような気がするのです。社会保障というものはそういうふうな無理の中で改革をされていくものじゃないかと、これはもう一つの人間生活、生活に関する基本的な条件です。そういう権力構造の中で支配できるといふものじゃないのです。佐藤さんのお話というのは、まだまだ一つの統治、それが天皇制に直結しておるとは思いませんけれども、統治をする、共存して生存、生活をしていくという原理とは違ふのです。

私は、一つの社会秩序というのはいままで否定をしないのですけれども、いまのお話では、あなたの思想を拡大して延ばしていくと生存権を否定するのです。生活権を否定します。それは私は社会保障制度という立場から見たらただくことができないのです。公共企業体の共済組合制度というものは社会保障制度である。それは解釈の中で明確になっているのです。特殊職域の社会保険制度であるということになって、それは、だからそこに、企業の秩序を守るためにいまの生存権を脅かすぞ、こういう発想になることは間違いないのですから、この点は現行制度をやはり改めていくという立場に立っていただいで、その原点に帰っていくことを皆さんたちの政治姿勢の中に育てていただかなければいけません。

いまのあなたのお話をそのままだくこととはこれは日本の国会としてもできないのじゃないですか。福元年に立ち返ってほんとうに国民の生活権をしっかりと守っていく。ただ現時点は財政的にも制度的にもまだまだ不十分だからこれからしっかりと国として努力をするという立場から見ても私は間違っていないと思ふ。それはいまの企業内罰というものがあなたのお話に出ると思ふ。しかしその企業内罰というものが歴史を経て変化をしていくわけですから、しかも福元元年というものは変化を意味する初年度でしょう。私はそういうおっしゃり方だけでは何となくはだ

寒い気がするわけでは、いまあなたのおっしゃったこととはおっしゃったことで記憶にとどめておきますけれども、しかし、それはあしたに向かって進んでいく日本の社会保障制度の国家として、自民党政府のいう社会福祉国家へ衣がえをしていくというその論理から見れば私は間違いないで、このように思つて、やがてそれぞれの関係法は修正をする、これは愛知大蔵大臣の立場を私は一刻も早くという立場で同感をおるのでございませうから、そのようにひとつ御判断いただきたいと思います。

山本さんのおっしゃっていることは、所得制限と給付制限を同じ質に見ておるのですか。私はともでもないことだと思ふ。もう収入があり余つて、やれきよはゴルフ、やれきよは赤坂へ行こうか、どうしたら金を使つてみるだろうかと苦しみ悩んでおられる人たちに年金をつけてあげることはいけないという所得制限の幅が広過ぎるというのが私どもにも所得制限の幅が広過ぎるというのがある。この改正の趣旨です。これはきよのこの問題じゃございませぬ。国民年金の問題に関する問題です。そのあり余る人たちに所得制限をかけて、国民年金の給付をしないという発想と、最低生活すら維持できない、年金をもらつていない人が社会保障として片側でしっかりとそれが保障されていくと法律的にいわれておるにかかわらず、なお給付制限をされているのやう方は、私は憲法二十五条の精神から見ても、企業内罰が将来にまで、終身、妻、子にまで及ぶやうなやり方はいけませんといっているわけでは、その点は大蔵大臣も、それは将来の一本化の過程の中で、一条第二項は修正をされていくものと信じていると大蔵大臣は言つておる。こういうものに過ぎ足すのが次官の意見であつてはしなかつたわけでは、できるだけ早く検討して、そういう企業内の制裁から及ぼしてきた分まで含めたこの給付制限というものは検討します、それが大臣の答弁に対する次官としての継ぎ穂でなければならぬはずだ。それがあ

なは国民年金の所得税制限まで引つぱり出して、こういうものがあるのだから、長い年月かけてというふうなことは、これはくそとみそを一緒にしている筋違ひのことです。これはひとつそのようにお考えいただいで、将来に向けて早く検討の準備に入つていただいで、国民ひとしく生活権が保障されていくやうなそういう福祉国家、社会保障の国家に育て上げていく、こういう立場に立つていただかなければ、それは山本さんも政府の大蔵の次官です。自由民主党の党員です。国会議員です。そんなことでは福元年が涙を流します。それはぜひとも私が申し上げたやうな方向にすみやかに検討していただくと、もうひとつ山本さんだけでけつこうでございませうからお願いいたします。

○山本(幸)政府委員 私の申し上げたのは、今日の日本の社会保障制度の中で、給付制限とか所得制限とかいろいろの現存してありますけれども、そういう制限をだんだんと取つていくという方向にいくのであり、それは別の、つまり社会保障制度そのものをそつと制限をしなければならぬ事柄との間には関係がないというふうにだんだん考えられていくものであり、こういうことを申し上げたのであり、所得制限そのものについてややいま誤解をされているように思ふので、その点は御了解をいただきたいと思ふのであります。

要するに、私が言つておることは、社会保障制度そのものをいろいろ制限をするいろいろな事項との間の関連というものは、だんだん将来撤廃をしていく、なくしていくという方向にあるであらう、そういうことを言つておるのであります。しかし現実の問題としては、なかなかそうは進んでおりません。ことにこの国家公務員共済組合は、先ほど来申し上げているやうに、まだ恩給と共済組合法の適用を受ける方との混合である、制度としてはまだ一本化していません。ですから未成熟の状態にあるといつていいと思ふので、そういう

状態であるから、まだそういういま申し上げたやうないろいろな制限も残つておる、こういうことを申し上げておるのであり、そういう意味では、私は大蔵大臣が申し上げたことと私の言つておることはひとつ矛盾をしない、こう思つておられます。

○山田(耻)委員 私は評論家にお伺いしておるわけじゃないので、私もわかっているのです。だから、未成熟な状態である、いろいろな矛盾があるといふことをあなたにお聞きしておるわけじゃない。あることをどうするかと聞いているわけです。どうするか。大臣は将来に向かって一本化します、その方向で努力します、私見だけどもと前置きされて申された。その一本化に向けてやつていかなければならぬ問題で、いまの制度上の問題その他いづれあります。ただ現実にもろにかぶつておる問題で不均衡な点がたくさんある、あるいは国の財政負担もある、こういう現実の問題を解決していつて国民のコンセンサスを得て、それから一本化へというのが大臣のお考えでしょう。いまの矛盾の中、あなたのおっしゃつておることは矛盾がたたくさんある。未成熟だから、その未成熟であるための矛盾が出てくる。未成熟を成熟させて矛盾を解決していく。それが大臣の言われたアンバランスだ。制度上にも問題がある、歴史的背景も違ふ、これを解決していくのが今日の、いまの姿だ、端的には大臣はそう言つておる。

その矛盾を解決していく一番の端的な問題として、いま私が最低生活すら保障されていない日本の現状の中で、年金というものが、老後は国民の唯一の命の綱である。この命の綱である問題を、なおかつ二重制裁的な刑罰を設けて、給付制限というものを女房とか子供にまで及ぼしていくというやり方は、一番当面の問題だし、矛盾が起つておるのだから、これをひとつ大臣が言われたやうに、大臣が言われたことに継ぎ足してあなたが申し上げるならば、私は具体的な矛盾を申し上げているわけだから、この点を解消していく

ように検討する、すぐやれということも言うておるならもつと逃げなさいよ、逃げ方があるんだから。そうじゃなくて検討していく、こういふことぐらいいおつしやらないと、国会における年金問題の審議というふうには受け取れぬような茶飲み話になつてしまふ。

だから、いまのような矛盾が現存し、現実にあるわけですから、この点については検討していく、直すようにしていく、こういふ立場をひとつ、これから検討していきたいということをお聞きすれば一番いいのですけれども、矛盾がある、未成熟だということだけをお聞きしておたのは国会審議ではないような気がするのですが、いかがでございますか。

○山本(幸)政府委員 未成熟ということばが多少誤解を招いたようですが、未成熟などという意味は、先ほども申し上げましたように、つまり組合員が年金を受ける立場において同じであるということでは現在はないわけですが、つまり恩給部分を持つておる人がまだたくさんいます。国家公務員の中に残つておるといふ意味では、この制度はまだ未成熟である、私はこう申し上げておるわけでありませう。つまりもう恩給期間といふものを持つていないという組合員にはなくなつたときは、国家公務員共済組合といふものがほんとうに成熟してきた、私はこういえると思つておるのです。そういう意味では未成熟といふことを申し上げたということをお聞き願ひたいと思つておる。

○山田(耻)委員 次官、私のお聞きして居るのは、いまの共済組合法に基づく、あるいは厚生年金なり公共企業体の共済組合法に基づいていろいろな法改正といふものを、今日のこの委員会における論議的な立場から、私は矛盾しておるとお尋ねして居るわけですが、何もいま戦前の国会で議論しておると違ひまして、ちゃんと公務員の場合には昭和三十四年から一応恩給といふものはなくなりまして、そして公共企業体は昭和三十一年からなくなつて、それぞれ新しい法律が生まれたので、このときの論議は私は存じませんけれども、

おそらく古い帝国主義的な、軍国主義的な日本から捨てて、新生国家として、民主主義国家としての一切の法体系を整えて、社会保障制度へ。だから私は、昭和二十五年に社会保障制度審議会が勧告をいたしましたね、各公的年金は全部社会保障制度である、こういう意思は少なくとも戦前には表明できなかったでせうね。そういうふうには時代は移り変わつてきておるのです。そして恩給といふものは、確かに今日あなたのおっしゃる御答弁なされておるような考え方がほんとうはあつてはならないのだけれども、現実には恩給という理念、思想、その背景が国民を支配する、そういうものが一貫して公務員共済に流れてきておるのではないかと。そして第一第二項ができた。

つまり、終戦直後マッカーサーのいろいろな監視、監督を受けていた当時できた昭和二十三年六月の国家公務員共済組合法は、国庫が報酬を負担する。二番目に相互共済制度を制度化して、そこで生活安定、疾病等の措置をする。国家で報酬を出す。その人たちが公務員共済の組合をつくるんだ、こうなつておるだけですが、いまの第一第二項なんてなかつた。なかつたのが、旧法がくずれて、昭和三十四年に第一第二項が生まれておる。私は、これは恩給という思想がここにつながつたのじやないかと指摘をした。それがそうであるとしたならば、これは日本の民主主義の逆戻りであるといふは言つておる。恩給が持つていた権力構造の中の支配体制といふものがここにつながつておる。そこで法制局といふいろいろ話をして、そうじゃありません、この第一第二項といふのは、公務員が安心をして公務の運営に資されるように、いわゆる従事できるように、仕事ができるようにするためにあるのだといふことだつた。老後になつたら保障がある、疾病すれば保障がある、赤ちゃんを生まば保障がある、安心をして働きなさいよというのが第二項だといふふうには私は聞いた。

それだつたら旧法の第一項と変わらない、こういう感じは受けましたけれども、この委員会が審議しておると、いまの山本次官のお話では、

まだ恩給法のほうが大いふ手を振つて歩いて居るような気がする。恩給受給者がある限り、恩給からの通算を受けている限り、こういうことがある限り、いまのような給付制限といふものは撤廃できないんだ、これが死んでしまつたらできるかもしれない。これは暴論です。私はことばじりをしてらえるのは好きではありませんけれども、これは暴論です。それは制度的には消えていって、昭和三十四年から新法といふものができて、この法律で少なくとも公務員は保障される。昭和三十六年に国民年金ができて、これで国民皆年金ができた。そして社会保障制度としてあなたの老後のめんどうを見ましょ。

ILOに出された日本政府の資料を見ますと、諸外国のいう年金とはかなり思想的に違ふけれども、国際統計資料では日本の年金も同じような水準に置かれて、率が多いとか少ないとかの議論だけですが、向こうでは日本の考へる年金制度は社会保障である。ところが、帝国主義的な軍国主義的な恩給法の思想がそこに入つておる、こういうことになりますと、私は事は簡単には済まなくなつてくると思つておる。しかしそれは山本さんの若干の誤解じゃないかと思つておる。昭和三十四年から始まつた公務員共済の新法といふのは申し上げたようにこれこそ社会保障制度である。恩給法とは関係ないので、そこには与野党の意見の相違はない。そういう立場から社会保障制度といふのを基礎にして議論をして、給付制限をするといふことは過酷じゃないかといふことを申し上げた。たんに、恩給法の人たちがおらぬようになつたらと言つて、こういうふうなところに話を持ち返される。少く考へがおかしくなるような気がする。

そこで次官、肩をいからし、脇を固めて、安く見られたらいかぬから私は首を振り続けるということばをいけません。いまの法律の解釈といふことは、それは二通りぐらいいあるかもしれないが、あつてはならぬ。いまの社会保障制度であるといふことにはもう二種の解釈はないのですから、そ

の解釈に立つて申し上げておるのですから、あなたもその解釈に立つてもう一度ひとつ御答弁をいただきたいと思つておる。

○山本(幸)政府委員 私も国家公務員共済組合制度といふものが、社会保障制度の一環であるといふことを否定しておるわけではありません。ただ、いま国家公務員の中にはまだ恩給期間の間勤務されたという方が相当おられるということをお申し上げておるわけでありまして、恩給法がそのままだ生きておる、そういうお考えかどうかかわかりませんが、いまお聞きしておると、どうもそういうふうには私がお聞きしておると、どうもそう思つておる、そういう意味ではありません。もちろん、私も社会保障制度の一環としての国家公務員共済組合法であるといふことの理解は十分いたしておるつもりであります。ただ、いままだ現在の国家公務員として勤務しておる者の中には、恩給法の適用当時の期間も持つておられる方が残つておるので、そういうことを申し上げたにすぎないのでありまして、この点は誤解のないようお願いをしておきたいと思つておる。

○山田(耻)委員 それは恩給を持つていた人たちが、恩給の掛け金をかけてきた年限といふものは昭和三十四年であつたら切られて、おまえはもうだめ、おまえは昔の帝国主義、軍国主義時代の恩恵を受けていた連中、それはだめだ、つづすのだ、こういうふうにはなつていないのです。それは引き継いであげるといふことではない。それは新しい着物を着たんですよ。旧令共済の皆さん等を含めて恩給関係の人たちも新しい着物を着たんですよ。新しい着物といふのは新しい政治形態の中に入つたことなんです。それが社会保障です。過去に恩給の掛け金をかけた年限を持つていようといふと、そんなことは関係ないのです。それは過去勤務債務の中でこれからまた聞いていくのですけれども、それは関係ない。

私が言うのは、結論として観念、もの考え方、そういうものを何つて居るわけですが、昭和三十四年、新法になつて以来恩給のことを、そういう

一つの過去の思想的なものを引き継がれてきておる、そういうものとは関係がないのですから、新法が新しい共済組合制度の中で行なわれていて、そこにあるいまの九十七条による給付制限というものはおかしい、おかしいからこれはひとつ検討してくれ、こういうことを言っておるわけです。恩給をかけた人たちがまだ生きておる限りはだめだとか、そういう人たちが通算しておるからすからいけない、そういう制限を受けた人もいるのだから、その人たちがなくなるまではだめだというの、新しい共済組合法の精神ではない。いま私が伺っているのは、新しい共済組合法ができてからの今日の問題として伺っているわけですから、そういう古い残滓があるとすればそれはやはり取り除いていかなければならぬし、山本さんのいまのお話の中でもその分は取り除いてもらわぬと、新しい制度になっていくのですから、そのように理解をして、いまの矛盾を検討していただく、こういうことで御理解いただけませんか。

○山本(幸)政府委員 繰り返して何度もお答えすることになりますけれども、新しい国家公務員共済組合制度が社会保障制度として新しく生まれ変わっておるんだということについては、何も私も違つた意見を持つておるわけではありません。また、恩給法の適用当時勤務された方がいなくならなければ一本化ということも考えられない、もちろん私はそういう考えでもおるわけではありませぬ。大臣の言われたように、一本化が進んでまいれば、だんだんにそういう方向をひとつ考えていきたいというお考えであるとするならば、私はそのとおりだと思つておる。社会保障制度の全体の充実という方向の中の一環として、こういう問題も将来だんだん考えられるであらうというところを先ほど来申し上げておるわけでございます。

○山田(勉)委員 この話はまたあらためていたしたいと思つておる、どうも私はじっくりのみ込みたいたいのです。大臣はアンバランス部分、そして制度上の矛盾、こういうものを片づけていかないと一本化ができないと言つておるのです。もし

て、その過程でなお国民なり各組合のコンセンサスを得なければ、私は非常にむずかしいと思つた。だから、このアンバランスなり制度的な矛盾なりを組合なり国民のコンセンサスを得なければ一本になるでしよう。だから私は、将来一本にするぞというところを国民に明確にしながらコンセンサスを求めていけば、この矛盾はこうしてほしいというところ、そのほうがむしろ早いんじゃないかと言つたけれども、大臣はそれに対しては御答弁下さいませぬ、当面のアンバランスなり制度上の矛盾なり国民のコンセンサスを得る、これをやっつけていこうという、それが今回の法改正の中にも出ておりますという答弁。

だから、いまあなたが言つた九十七条の給付制限というものは今日の制度上の矛盾なんです。社会保障制度という立場から見たら、ところが恩給という立場から見たら当然だ。あるいは佐藤次官のように企業の中の秩序をしっかりと守っていくために罰則規定は当然だ、そうして一生涯その人は給付制限を受ける、その人が死んでも奥さんにまで給付制限がかかってくる、こういうことは社会保障制度の上から見たらよくない。だからこの九十七条、各公共企業体にありますそれぞれの給付制限規定というものは、もういま起こつておる大臣の言われた制度上の矛盾として検討してくれませんか。大臣の意向です。これを兩次官は、いやそれはだめだ、一本になるまでせぬ、そんなことを言つたら一本になることはないです。一本になるというところを私が言つたものでありますから、一本になるというところを隠れみみにして今日の現状の矛盾というものでその中に包み込んでしまふのはひきょうです。

だから、まじめに日本の社会保障制度というものを考えていく。それは政治家の任務であるという立場に立つのだったら、いまの一本化の方向に向かつて、大臣が言つたように、起こつておるアンバランスの解消、制度内矛盾の解消、そういうものを現実手にかけていってやりたい、現実に手がけていくのがいまの法改正であるというのが、

いまの大臣の考えられた見解でしよう。それを私がここで問題提起をしまして、九十七条なり公共企業体の第二十条なり、こういう矛盾があるから、この点についてはひとつ御検討いただけませんかと言つておるのを、恩給を持ってきたり、所得制限まで引っぱり出されて、意味ないので、こんなものは。

私が言つておるものは、もう簡明直截なんです。その点について、いや検討せぬ、佐藤さんみたく、あつて当然だ、こんなもの悪いことをしたやつは銭はやらぬ、かつ死んでしまへ、これが日本で言う社会保障制度なら、それでけつて。それが自民党政府の言う社会保障制度ならそれでけつて。だからどつちかの答弁をしてください。検討するならば、こんなばかばかしいものはせぬならせぬ、どつちか言つてください。そうしないと、これは次へ移ろうにも移れぬようになってしまつて私も困りますから、お願いします。

○山本(幸)政府委員 先ほど大蔵大臣から御答弁があつて、その御答弁には御了承をいただいたおるようでありますから、その線で御理解をいただければけつておると思つておる。ただ、私が申し上げたように、私は社会保障制度全体の中で給付制限というものをやつておる、しかし、そういうものは将来の社会保障制度のあり方として検討されていくであらう、こういうことを申し上げておるわけでありませぬ。所得制限の話も申し上げましたが、現在の社会保障制度の中にも所得制限のあるものがございます。そういうものについても、社会保障制度を立てる場合に、社会保障制度そのものはそのもの、それからそれに対していろいろな制限の事項があるわけでありませぬけれども、そのことはそのこととして切り離して別に考えていくという方向に、将来の社会保障制度というものはいいであらうということも申し上げておるわけでございます。それが先ほど来、少し恩給制度を持ち出したとか、所得制限を持ち出してとかということでも誤

解を生んだように私は思つておるものでありまして、私も大蔵大臣の言われたことには全く違つたことを申し上げておるつもりはございません。

○佐藤(文)政府委員 私は、いま先生がすつと質問なされたことがやはり論議の対象に当然なることであることだけは否定しておるわけではございません。ですから、公的年金制度調整連絡会議の中でどういふ議論をされておるのどういふかということ、あるいは対象となるものは一体どういふ人であらうか、あるいは改定の指標の求め方というものは一体どういふ指標を求めていくべきであらうか、あるいは年金改定の時期並びに方式についてはどうあるべきであらうかというように、これが連絡会議で論議されて、一つの例を申し上げますと、改定の時期なり方式で自動改定方式をやるべきであるという意見、半自動改定方式をやるべきであるという意見と、それから財政の負担の面について、国に大きなウェイトを持たせろといつた先生の先ほどの御意見と、第三者負担が原則であるという意見、これはいろいろ論議の中心になつて、まだ結論が出ていません。しかしそれがやはり論議の対象になつておる。その中にいま言つた給付制限の問題点だつて当然論議の対象になつておるわけでありませぬ。

したがって、いま公共企業体のこの法案の中に申し上げておる給付制限というものについて次官はどう考へるのか、こうなりましたと、私はいまの権利あるいは生活権といったような面については、一時行政執行あるいは刑事事件を受けるその間においてはストップしても理解できると思つておる。しかし一般社会に復帰して、堂々と罪の償いを済ましたあとにおいては、そこまで永久に給付制限をする必要はないではないか、こういう先生の御意見、これも私はわからないではありません。しかし、たとへば国鉄の職員が国家の経済なりある

いは国民の福祉に最大限の奉仕をするようなことが要求されているのが国民の願いなんですね。ですからその期待にこたえて国鉄職員というものはがんばっているのです。そこでそういう行政的なありあるいは刑事罰を受けた場合においては、いまの段階においては、やはり給付制限というものを設けていく、最低限のものを設けていく、国鉄では年額あるいは一時金に対して十分の二から十分の五、こういうふうな記憶しておきますけれども、そういうふうなものはやむを得ないのではなからろうか。しかしそれは将来における公的年金制度調整連絡会議において、改定の対象となる部分というものは一体どういふところだろうかという中で論議の対象になっていくということは当然でございます。ただその中における将来にわたるいろいろな意見というものをわれわれは見込みながら、やはり将来に向かって考えていかなければならぬ重要なポイントであるということだけは私は否定しておるわけではございません。そういう意味です。

○山田(耻)委員 この問題はこれで終わりたいと思いますが、お二人の意見わかりだしてきただけですが、将来八区分を一本にする。それで今日の制度上の矛盾、いま私が言ったのは給付制限だけですけども、ずいぶんあるんですよ。こういうものは委員会あたりで、あるいはそれぞれの関係審議会でも十分議論されていく段階に入った、このことはお二人ともお認めでございますね。検討する段階に入っておる。

ただ私がとりわけきょう申しましたのは、同じ公的年金の中で一番国の歳出の部分、いわゆる国庫負担が多い国民年金、二番目に多い厚生年金、この国民年金、厚生年金が公的年金加入者の大体八〇%以上占めているのです。両方で四千五百万人くらい占めておるのです。この人たちに對してはいろいろな給付が低いということ、いま問題になって、国もかなり配慮なさっているように思いますが、しかしこの国民年金なり厚生年金の人たちは給付制限がないのです。そうして特に

公共企業体関係と国家公務員関係には給付制限がある。これがいま私の申し上げた質問に対する争点の軸であったのですが、しかしこれは社会保障制度であるという立場から新しく生まれてきた国民年金、厚生年金等の立場が、やがて人間として保障されていく最低の権利、こういう社会保障制度というものはあまねく全国民に適用する、法律はこうなっている。だから憲法上のすべての国民という立場の中には、農民も漁民も一般の民間企業の人たちも国家公務員も平等である。それが旧来の古い思想から見たら、支配権という関係と被支配者、こういう立場に官僚というものが非常に多くの権力を持統してきた。そういう一つの背景がここにはからまって、こういうふうな一つの状態があった。そういうふうなことを私は申し上げて、一条の目的の第二項を指摘したわけですが、ところが、いま佐藤さんは、国民経済というところを使われている。国鉄にしても電車にしても、専売にしても、この人たちが特別に国民経済をなっておるのじゃないのです。日本の農民も日本の漁民も、今日どれほど苦勞を重ねながら日本の国民経済をささえておるか。差別はありませんよ。みんなひとしい国民です。

だから、公共企業体の人たちだけが国民経済のじゃない手として、そこに秩序を乱した者は、おまへは終身罰を食わせるぞというふうなやり方は、これはまたあなたの御答弁としていただけない、社会保障制度から見れば、やはり厚生年金も国民年金もすべて同じなんです。国民経済から見たならば、公共企業体も民間企業体も日本の農漁民団体も差別はない。それぞれが持ち場を守って、しっかり日本の国民経済を高めてきておる。差別はない。だから、国民経済という立場から見るといふことは、だから社会保障制度の環であるといふことは、すべてを包括しておるといふふうに私は受けとめたい。

これはこれで打ち切ります。打ち切りますが、どうかひとつ兩次官とも、いま起こっておるアンバランス、八区分のアンバランスと、それぞれが

持つておる制度上の歴史が違っただけにある矛盾、それに組合員なり国民とのコンセンサス、この一致点を求めるために今日の法改正を出したというのであるならば、出されてない部分を私は指摘をしたわけですよ。それが給付制限という非常に思想的背景を持つものだけに、私はこうした長い時間をかけたわけですから、制度上の矛盾です。大蔵大臣が言っているように、こうした三つの矛盾を解決して一本化へ、それが大蔵大臣の、私一個人、私自身の意見だというのが前置きをしましての所信でありました。それを受け継がれて山本大臣なり佐藤次官のいまの答弁としては、当面起こっておるこの矛盾を解決するために御検討いただきたい。

だから、佐藤次官のほうは、それが制度審議会その他には議論が出ておる。だから矛盾は矛盾として必ず解決しなくちゃいけないし、山本次官のほうも大臣のおっしゃるとおりだとおっしゃいますから、そういう問題点が起こってきたら、こういうものは政治の分野で片づけなくちゃいけないのですから、そうしないところに国民の不満はつたててくるのですから、やがてこうした問題でだんだんと大きな社会問題になってくるのですから、こころあたりでこうした気がついた矛盾点は私たちの責任として解決に取り組み。そうして必要な関係に検討を求め、こういう気がまよと作業への意欲だけは私は消していただきたくない。そういうことをお願いをして、この給付制限についての質問は終わりたいと思えます。

委員長、あとたくさんあるのですが、十二時半になったらやめてくれというお話ですが、これはひとつこらえていただいで、まだたくさん問題がありますから、ひとつ午後二時に再開していただいで質問を続けたいと思えます。
○鴨田委員長 午後一時四十五分より再開することにし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時四十五分休憩

午後二時二分開議

○木村(武千代)委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。山田耻目君。

○山田(耻)委員 午前中の質疑で、国庫の負担割合というのいろいろな分野に影響をきておるわけですが、国庫の負担を八区分に分けて違りわけですけれども、これを同率にする、なお年金支給額にアンバランスを生ずる、だから今日のように国庫の負担分がアンバランスになっておることが、年金支給総額をできるだけ一律化していくのに妥当な措置だといふふうな御見解が述べられておりました。この点についても少し深めてみたいと思っておりますが、大体八区分に分けて国庫の負担率はそれぞれいろいろパーセントを示しておるのか、お伺いしたいと思えます。

○辻政府委員 厚生年金の場合には、御承知のように、国庫負担割合が二〇%でございます。船員保険につきましては二五%でございます。国民年金につきましては三分の一でございます。国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、公企業職員共済組合につきましては、これは公済済の主体としての負担でございますが、一五%になっております。私立学校教職員共済組合と農林漁業団体職員共済組合につきましては一八%ということに相なっております。

○山田(耻)委員 国庫の支出ですから、税金を歳入を受けて国庫で歳出で出している。欧米諸国には非常これが多岐にわたります。社会保障制度の中の税として受けて、そうして歳出でまかなる。日本の場合もいまの国庫負担率がばらばらであるところに、いろいろと、国民の側から見たら、いわゆる保険組合の側から見たら、私たちの年金はこんなに少ないがあなた方は多い、これは国の、国庫の負担が多いのじゃないか、こういうふうな素朴な疑問を持つわけですよ。ところが、逆にながめてみまして、一番公的年金の低い分野である国民年金は、いま申されまし

たよりに三分の一ですから、三三・三強、そうして船員保険のほうは二五％、厚生年金は二〇％。船員を除きまして、比較的給付率の低い分野に国庫の支出は高かかっております。だから、それからなめてまいりますと、イコール、本人負担なり事業負担が高いということに単純な頭ではなるわけです。しかし、国民の立場から見たら、それは一つの今日の施策の中から生まれたやり方がこういふふうに年金に差を生じさせてきておる、こういうふうに判断をいたしておるわけでございます。やはりあるべき本来の姿として、さつき申し上げた一本化ということが前提であるわけですが、当面一本化に近づくなし、くずしの体制として、社会保障制度でございますからこの国庫負担出分も同額にしていく、こういうことが当然あり得てしかるべきではないか。この点、未来永劫にわたって差をつけておくという点ではないという説明をさつきいただいたわけでございますが、これは辻さん、いかがでございますか。

このように国の税金から支出していく分について、同じ公的年金制度で基本は社会保障制度であつてこの違いというのは妥当でない、こういうことが私は一口には言えると思うのですが、將來その方向に向かって折りあることは是正をさせていく、あるいは統一させていく、そういう方向への努力というものは今日までなされておるのではありませんか。それとも将来に向けての気持ちがあるのですか。いかがでございますか。

○辻政府委員 社会保障制度に対する国庫負担のあり方につきましては、いろいろと御議論なり御意見があるところでございます。昭和二十七年に社会保障制度審議会の答申が出ておりました、私どもも大體基本的にはその答申の趣旨に従つて考えておるわけでございます。

御承知のように、社会保障と申しますものは一般所得階層に対する施策でございますから、国庫負担の優先度という点からまいりますと、公的扶助でございますと、社会福祉でございますと

か、あるいは公衆衛生でございますとか、そういう施策よりは優先度が低いというふうに考えています。しかし、もちろん社会保障制度につきましても、国庫負担が先ほど申し上げましたようにあるわけでございます。その場合に、どういふ場合に国庫負担をするかと申しますと、保険料だけでは社会的に要求される最低限度の給付水準を維持、保障することができないような場合でございます。また、あるいはまた被保険者の範囲が負担能力の低い層に及んでいる場合、そういうような場合に限りまして制度全般の均衡、緊要度を勘案いたしまして国庫負担を行なつていふところでございます。

そこで先ほど来御指摘のございました国民年金につきまして、なぜ三分の一の高率な負担をしているかという点でございますけれども、御承知のとおり国民年金につきましては事業主の負担というものがございません。そこで、そういう点も加味いたしまして特に高率の負担をしていふ次第でございます。

それから一般の厚生年金と共済年金との国庫負担についてなせ差があるかという御指摘でございますが、これも御承知のように現在の厚生年金の水準と共済年金の水準とを比較いたしますと、今厚生年金の大幅な改正を予定いたしております、標準的な年金額を五万円に引き上げるといふことを別途御提案申し上げておりますが、共済年金のほうはそれに比較いたしますと、金額にいたしまして大體六万四千円程度に相なるわけでございます。そのほかに、御承知のように受給開始の年齢が違つておるわけでございまして、厚生年金の場合には六十歳から申しますが、共済年金の場合には五十五歳から申します。つまり一生のうち年金をもらえる期間が違つておるわけでございます。そういう違いを全部総合いたしまして給付水準を比較いたしますと、共済を一〇〇とした場合に、厚生年金の水準が大體六割ないし七割程度である。そこで、そういう給付水準の差がありますのに同じ国庫負担をするというところは、か

えつて均衡を失するといふ観点に立ちまして、先ほど申し上げましたように、厚生年金は二〇％でございますが、共済年金の場合は一五％、こういう国庫負担にしておる次第でございます。

○山田(耻)委員 八区分の調整をするといふことで負担率をそれぞれ変えていふとお話です。それはそれなりに私わかつておるわけですが、ただ問題は、厚生年金にいたしまして、年金の給付額は非常に少ない、公務員に対して六ないし七である、こういうことになりまして、思い切つて国庫負担を増額をして、できるだけ最終の給付額が同じになり、しかも年金を受け取る年齢もほぼお考えになりお進めになつた一つの例が今回の五万円年金といふことでしようけれども、しかし、それでもなおまだ公務員なりその他に比べてみて比肩すべき額ではないわけですか。

五万円年金とおっしゃいますけれども、実際には大體二万五千五百円程度の年金が三万六千円程度になるだけでございます。五万円年金にははるかにまだ距離がございます。五万円年金を受け取る人といふのはごくわずかですね。それはやはり財源的な保証といふものがないからできない。結論は簡単なんです。それは、端的に言へば、掛け金率を事業主、被保険者本人に思い切つて増額をする方法が一つと、それはしかし社会保障制度のあり方としてはおかしから、国庫の負担率をふやしていく、この二つしかないはずなんです。その国庫の負担率を、いまの百分の二十から百分の三十に引き上げていくといふことは、いずれか二つのうち一つを選ぶといふことになつたら、当然どちらか選ばなければならぬ。それを行政サイドでなめていけば、やはり国庫の負担といふものをできるだけ高めてあげる、そうして社会保障制度の名にふさわしい年金を、同じように国民となつたにも差し上げていく、特殊なものとは別としたしまして、概念的にはそういうふうには統一されたものにしていく、この考え方は、私は誤っていないと思ひます。

だから、国庫負担といふものがいまの財源二〇％で、厚生年金の給付水準がまだ国家公務員の六割ないし七割しかないというのだったら、国庫の負担といふものをそれに見合ふように引き上げていく、あるいはそれに近い金額に引き上げていく、こういうようなことはお考えになつたことにはございませんか。

○辻政府委員 年金に対しまして国庫負担の割合でございますが、諸外国について見てみますと、イギリスは被用者保険につきまして二〇％でございます。西ドイツは約一五％でございますが、アメリカ、フランスにおきましては、原則として年金に対しまして国庫負担はございません。そういう諸外国の例等を勘案いたしますと、現在の厚生年金その他が国の年金制度におきます国庫負担の率と申しますものは、かなり高率になつていふのではないかと、かたがたに考へておるわけでございます。

なおまた、ただいま厚生年金の水準についての御質疑があつたわけでございますが、御承知のように、ILOの条約におきましては、未熟練男子労働者の平均賃金の四〇％ないし四五％という基準が示されておるわけでございます。厚生年金の今回別途御審議をいたしております五万円年金の給付水準は、平均の標準報酬に対しまして六割をちよつとこえております。それから賞与まで含めました現金給付の総額に比較いたしますと、四六％でございますので、ILO条約を上回つております。国際的に見ましても相当な水準ではなからうかといふふうに考へておるわけでございます。

○山田(耻)委員 問題は、国際的な比較、ILOの調査資料に基づいてお話しでございますが、これはどの部分を引いてお話を言ひたいのかによつて違つておる。一般的に見て、一九七二年、去年のILOの調査資料を見ますと、国がまかかつていふ社会保障費の中で年金がどれだけの割合を占めるか。このILOの比較を見ますと、私のほうの比較では、日本は、社会保障費の中に占める年

金は八・六%しかございません。フランスが三三・二%、イギリスが四二・二%、イタリアが四八・七%、西ドイツが五六・二%、アメリカが六八・四%、こういうふうになっております。日本は八・六%で、大体アメリカの八分の一、あるいは西ドイツや比較的経済的に豊かでないイタリアあたりと比べましても六分の一弱、五分の一強、こういう状態です。

だから、社会保障制度という全体の国家支出の中で、いま年金の分野だけ、たとえ国民年金が三三・三%、船員保険が二五%、厚生年金が二〇%、私学一八、その他一五、こういう比率を比較すれば、いまおっしゃるように比較的日本の存在というものは高いかもしれせんけれども、社会保障費全般から見たら、日本の年金というものは微々たるものです。これを比較されて申されたのでは、なかなか国庫負担率を上げないという立場に立てば、そういう御意見は十分私にはかえりまされども、できるだけ国庫の負担を上げて、そして被保険者なり事業主負担というものをできるだけ軽くしていくという考え方に立てば、私のような見解が出るわけですね。

ただ、いまの辻さんのお話の中で見ましても、国庫の負担率が非常に低い国もござります。たとえば日本の場合は三一%、西ドイツが二八・二%、イギリスが四九・八%、フランス、イタリアは二八%と一九%で、日本より低いです。低けれども、こうしたところはたいてい事業主と被保険者の割合は三対七ですよ。被保険者のほうは三割かけ、事業主が七割かけ。そういうところは国庫の負担率は比較的下がっています。しかし、社会保障の費用というのは膨大に国家予算に組んでおられます。その中で年金が占める分は、最初に申しましたように、日本は八・六と非常に低い。だけれども、相対的に見て年金部分だけ見ますと、いま申し上げたように、日本は財源構成率を見ると国庫がかなり高い。しかし年金の分野ではそうした低さが目立っております。

全般の話を私はしてはいるのではないのです。いわゆる年金制度、その年金制度の中の国庫負担率のアンバランスというものがどうしたら是正できているか、そこにいま申されたようにいろいろその区分別に背景があるし、ますます格差を拡大してはいけないから、負担割合をそのように差別をつけておるし、厚生年金は五万という形に持つていくために、本人負担なり事業主負担を増額していつて処理をしていく、こういうお話に尽きたやうでございますが、厚生年金を本物の五万円年金にしていくために、国庫負担を三〇%程度に引き上げたら、私は財源的に十分だと思ふ。だから、少なくとも国庫負担を三〇%基準までに引き上げていく努力というものが年金額を引き上げるといふことと相関性において将来考えられないか。本人の負担率というものをふやすことは国際的にはむしろ逆の現象をとっております。事業主負担がふえてきておられますから、やはり国庫の負担というものを、そういうものをカバーをして、最低求められておる年金、政府が言っておる五万円年金というものに近づいていくような国庫の支出というものを考えていただけないだろうか、この点についてはいかがでございますか。

○辻政府委員 御質疑の冒頭に社会保障基準の中に占めます年金給付の割合が低いことを御指摘いただきありがとうございます、それはそのとおりでございます。ただそれには二つの大きな理由がござります。一つはわが国の老人人口の割合が非常に低いということ。六十五歳以上の人口をとってみますとわが国の場合は七・一%でござりますが、諸外国は大体一〇%から一四%程度で老人人口の割合が高くなっておられます。それからもう一つは、わが国の年金制度の歴史が浅いと申しますか、それだけ未成熟であるという点でございまして、たとえばまだ御審議をいただいております国家公務員共済組合の年金をとってみますと、共済組合員の総数に対します退職年金の受給者の割合と申しますのは大体二二%くらいでございます。厚生年金の場合でございますとさらに

低くて三%程度でございます。それに対しまして諸外国でございますと、大体二割から三割でございまして、成熟度が高いわけでございます。したがって、現在のよう老人人口の割合が低く年金制度が未成熟な段階では、御指摘のように年金給付の割合が非常に低いわけでございますが、制度をいたしましては先ほど申し上げましたように国際的に見て相当な水準に達してはいる。したがって、このまま老人人口がふえていく、あるいは年金制度が成熟してまいるという状態になつてまいりますと、現在のままの制度でも相当年金給付費の割合が上がってくるのではなからうか、かように考えておるわけでございます。

それから、国庫負担と関連いたしました事業主負担の御指摘もあつたわけでございます。一部の先進諸国においては仰せのとおりでございますけれども、たとえばドイツの年金制度におきましては、御承知のように相当高率な保険料になっておられます。千分の百八十という保険料を取っております。しかも労使折半でございまして、千分の九十ずつを労使で負担しておる。アメリカも労使折半の原則をとっております。諸外国によつていろいろ制度は違いますが、そういう例もあるわけでございます。私どももいたしましては、年金制度の充実、年金の給付水準の改善には今回も相当思い切つて配慮をしたつもりでございますし、今後ともそういう方向に向かって努力を続けたいと思つております。

国庫負担その他につきましては、先ほど申し上げましたように、諸外国との均衡上もかなりの程度にいつているのではなからうかという考えを持つておるわけでございます。

○山田(勉)委員 国庫負担の問題でございますが、それらについてはなおいいろいろと情勢は変わつてまいりますし、十分お含みの上なお一そうの御研さんをいただきたいということでお願いしておきます。

の三三・三%の国民年金から一番低い国家公務員共済、地方公務員共済、公共企業体共済、一五%ですが、この一五%の国庫負担というのは当然国家でまかなつていくのですけれども、私がかつて国会議員の前に仕事をしておりました国鉄などもそうでございますが、国庫負担を国が負担せず企業に負担をさせる、こういう制度はいまでも残つておるわけですか、いかがでございますか。

○辻政府委員 公共企業体共済組合の場合には、仰せのように公共企業体、つまり国鉄なり電電公社が公経済の主体たる立場から長期給付の一五%を負担しておるわけでございます。

○山田(勉)委員 そうなりますと、これはまたおかしいのですけれどもね。この間、国鉄運賃問題の連合審査に出まして、私、いろいろ質問をやつたわけですが、国鉄運賃法も昨十四日衆議院を一応通過をいたしました。参議院に送付されておりますが、公共企業体の中で国鉄、次官もお見えでございます。清水さんもお見えでございます。国鉄の財政というのは、国が十カ年の再建計画でまさに倒産寸前の国鉄の使命等を考慮して、日本の企業の中に占める国鉄の使命等を考慮して、これから十カ年間に十兆五千億という金を貸し付けて、そうして国鉄の構造改革、近代化への衣がえをさせる。関連企業、競争企業の中で市場欠落を起ささないように強化をしていく、こういう一つの筋道と、三兆六千二百億国としてめんどうを見なければ、その中には出資金の一兆五千億、金利負担等も含めて、過去債務に対する金利もろんとめんどうを見てやつて、そして寄せ集めた金が三兆六千二百億、十カ年間で見ようというところまで経営は悪化してきておるのです。そして国民には客貨合わせて二五%近い運賃値上げをさせて、このインフレの中で国が公共料金値上げに主導的役割りを果たすというところは、アメリカのニクソンさんがおととい発表されたアメリカの物価、インフレ政策の中でも半年間一切の物価の値上げは中止をさせる、かなり思い切つた手を取り始めてくる

ほどインフレは悪化しつつある。日本もその例外ではございません。そういう中で、運賃値上げをさせるというこの批判がかなり強く国民の中に出てきておる。国鉄に国庫で支出すべき一五％の負担金を、その国鉄に背負わせておるといふことは一体どういふことなんでしょうか。

もつと端的に言えば国庫負担というのは税金の負担ですね。税金で見ている。社会保障の基本原理はそうでしょう。ところが国鉄、専売、電電というのとは原則的には受益者が負担をしています。独立採算制をとっておりますから受益者負担です。だから鉄道を利用し、たばこを吸い、電話をかける人たちの負担で国庫の支出という名目を貫くこととしておる。これは私は邪道じゃないか。確かに国鉄も専売も電電公社もいわゆる国庫負担である。それぞれの事業法を見ると、その基本の中に公共的性質を持つと同時に、企業性を持つておる。したがって、原則は国の経営する事業という立場をとっております。税金でめんどろを見ても、国庫の負担として支出をしていくのも、鉄道運賃をもちろた中から払っていくのも同じだといふ理屈にはなりませんよ。ではこれはどういふことになるのですか。

○住田政府委員 国鉄、電電、専売の公共企業体につきましても、国庫負担分は、先ほど大蔵省から御答弁がありましたように、公経済の主体としての国鉄が負担しているというのが現在のやり方でございます。このようない負担を国鉄にさせておいて、一方国鉄が再建計画を実施していくのは矛盾しているのではないかと、いろいろな御指摘があると思つておる。現在の国鉄再建十カ年計画におきましては、先ほどお話しございましたように、三兆六千億の助成金を出して再建するわけでございますが、この再建にあたりましては、個々の項目について助成するということではなくて、国鉄全体についていま申し上げた三兆六千億の補助金を出して最終年度の十カ年目に三千七百億円の赤字を出すという形で再建をいたしているわけでございます。したがって、たとえは地方赤字ローカ

ル線について補助をするとか、あるいは公共運賃割引について補助するといふような個々の項目について助成しないか、全体として特に過去債務の負担を軽減するとか今後の資金についての利子負担を軽減するといふことを中心に、全体としての国鉄の財政がどうなるかといふことを見て助成をいたしておるわけでございます。国庫負担金の一五％は国鉄の経理といたしましては人件費の中に含まれるわけでございます。人件費といたしましては当初五カ年間は二・三％、後半の五カ年間は三・三％の上昇率で人件費をばらばらしております。したがって、今後の国鉄の国庫負担の分もその範囲内でまかなえるわけでございます。そういうものをまかなって十カ年目でございます。黒字に転換するといふことで、国鉄財政再建ができる、そういうふうなことを考えているわけでございます。

○山田(耻)委員 何か質問がかみ合わないのですが、要するに国庫負担というのは国の税金、歳出でまかなうのが国庫の負担ですね。それを公共企業体、国が経営する企業であるからといって企業体、国に負担させることは、国庫負担ではないでしようかと私は聞いています。それはどういふことなんでしょうか。

○辻政府委員 一般に、社会保障制度におきまして長期給付の費用は、国とか地方公共団体、あるいはたまたま御指摘のございました公共企業体、いわゆる公経済の主体が社会保障を推進する立場から一定の割合を負担いたします。残りを事業主と被用者が折半して負担するといふたてまえに相なっております。それはどういふことなんでしょうか。

公共企業体につきましては、私がよく説明するまでもございませぬけれども、公共の福祉を増進するために設置された公法人でございまして、広い意味での国の活動の一翼をになうものでございまして、いわば国に準ずる性格のものでございまして、そういう公経済の主体たる地位にあるものと考えられますので、そういう立場から、長期給付の費用を負担してしかなるべきではないか

といふふうに考えておるわけでございます。

もちろん、たまたま山田委員の御指摘のような国鉄の財政危機につきましても、大蔵省といたしましても十分認識をいたしておるわけでございます。国鉄の再建につきましてもは積極的に取り組む姿勢をもちまして、四十八年度を初年度とする十カ年計画の再建対策を立てているわけでございます。全体としてそういう再建計画対策によりまして国鉄の体質改善をはかるということに計画しておるわけでございます。この問題と、ただいま御指摘のございました公経済の主体としての長期給付の問題は、おのずから別の問題であらうかと思つておる。

○山田(耻)委員 私は、国が経営すべき企業として、そこに公の法人としての日本国有鉄道、専売公社、あるいは電電公社をつくつたら、そこにはその人格があるわけですね。独立採算制をしいられておりますから。たとえはそれぞれの事業法を見ても特殊な性格が出てくるわけですね。それは完全に独立した企業です。しかし、そこには公法人としての公益性を持たせておられますから、いろいろそういう意味からの制約もありません。

しかし、社会保障制度として確立された年金制度は、国庫と事業主と被保険者、三者が拠出をし合つて保障財政を保つておるわけですね。だから、法律では三公社に対しては一五％国として補助率をつけておる。一五％国庫として負担をするとなつておるわけですね。だから、一般から見ますと、国庫の負担といふのは、私が申し上げましたように、歳入で、税金で得て歳出で出し、それが三公社だけにいまのように企業に持たせておる。それがたまたま公益法人として一つの人格がある、あるいは国が経営しておるといふ前提に立っておるならば同じじゃないかという立場ですが、いふことは私は間違ひじゃないかと思つておる。少なくとも国庫の負担を、そういう企業であるろうとも、企業に国庫の負担をかぶせていく。その企業の負担といふものはいま申し上げたように

独立採算制で受益者負担を原則としておる。その中に保険料を国庫の負担分を加えて企業に持たせるといふことは、私は国庫負担といふ法律のたてまえから間違ひであらう。それはかつて国が経営しておつたのだから、いまでも国が総裁の任命権を持つておるわけだから、予算、決算を見るのだから、そういうことは別なんですよ。だから私は、ここは企業にかぶせていくといふのは酷ではないか。その事情の中で、非常に優秀な企業とほんとうに破産に瀕しておる企業との違いがまたおのずから出てきます。理由もまた違ふものが出てきます。それが住田鉄道部長のように、三兆六千二百億の金を十カ年間で出して、それが何に入れるといふことではなくて、そういうことも全部含んでおるのだといふことをおっしゃつておられる。たけれども、国鉄財政再建十カ年計画といふものは、そういうものじゃないのです。国鉄財政再建十カ年計画の中には国鉄の労働者の年金を十分見てやれといふことは入つていないのです。国鉄企業の再建をどうするかといふところが主体になつておる。三者三方損といふ大臣の御意見ではありませぬけれども、国も金を出して国鉄の再建に当たりませぬ。国鉄も十万人の合理化をやつたりませぬ。国鉄も十万人の合理化をやつたりませぬ。輸送構造の改善にひとつ力を入れなさい、国民は三三・四、二四・四——二五％近い運賃値上げを受けて、三者みんな損だ、それによって国鉄という公経済の中にある企業体をしつかり安定させていく。これが十カ年再建計画の趣旨です。

国鉄の年金は国庫の負担分を国鉄に背負わせる、それを含めての国鉄再建十カ年計画といふものじゃない。そんなことをしたら、国民は、この運賃値上げでいふ非常に怨嗟の声をだしておられるけれども、国鉄労働者のやめていった先の年金までこの中に入つておるのだ、そういう立場を国民の皆さんは決して了解しませんよ。それは社会保障の一環としてある年金といふものは、国庫と事業主と被保険者と三者で負担をしていくのだという大原則ができておるからです。企業体に負わせられた国庫の負担分は最終的には受益者に返ってくるの

だ、こういうふうな立場はとられておりません。それだけに私は、三公社に対しては、しかもこれも一五%の国庫負担を背負わせた、しかもこれも一五%になりますと、だんだんと金額はかさんでまいります。かまむ一方です。これがかなり重荷になる企業、ことに国鉄なんか重荷になってくるものと思はれます。これは佐藤次官までございましょう。次官としての見解はいかがでございしょう。

○佐藤(文)政府委員 国鉄の財政再建にとって、いま先生の御指摘になりました共済組合の負担金の問題は、人件費とあわせて私は大きな問題だと思はれます。これは率直に認めざるを得ません。そこで、先生の言われた原則を貫いてこの負担金をまた別な面で、原則に照らして国の一五%を出すということに踏み切るには、なかなかいろいろの問題がございます。したがって、人件費の中に含まれて、向こう十カ年間に徹底した国鉄自体の合理化、近代化を行ないつつ、国の助成と国民の運賃の値上げに対する御了解を得ながらやっつけていこうという再建案を立てまして、御審議をしていただき、衆議院で貴重な意見をいただきながら通過をさせていただいたわけでございす。ただ、先生が言われたこの負担金の点については、国鉄再建の上における大きな問題点であるということだけは間違いない事実であることだけを私は認識いたしておる次第でございす。

○山田(勉)委員 まあ、たいへん将来問題になるという事実は同感だとおっしゃるわけですが、ではこうしようという見解はまだいただけないのです。私には、いま国庫負担一五%だけの問題じゃないと思はれます。過去勤務債務に対する負担まで差別してはどうか。国鉄からきょうお見えになつておられますが、国鉄が過去勤務債務として今日どれだけの累積額を持っているのか、項目別に述べていただきたいと思はれます。

○清水説明員 お答えいたします。

四十六年度末の数字で申し上げたいと思はれます。総額におきましては、過去勤務債務二兆一千三百六十四億五千万円でございます。その内訳をいたしまして約十項目ございす。新法の施行以前の過去勤務債務が八百三十六億。次は恩給公務員期間取による増加額が九百四十一億円ございす。新法施行時の所要財源率を改正いたしました。これによる増加額が二百五十二億六千九百万円。次が年金改定による増加額が二千六百六十六億六千九百万円。それからベラスアップによる増加額が一兆一千二百八十五億九千九百万円。軍人期間を算入いたしましたことにより増加額が百五十億ございす。次に満鉄等外国特殊法人期間算入により増加額が九十五億七千七百万円。それから今日まで所要財源率を改正いたしました。九億二千九百万円。次に増加恩給期間算入による増加額が二億七千六百万円。最後に過去勤務債務の利息の増加分をいたしまして三千六百三十四億四千二百百万円。トータルいたしまして、冒頭に申し上げましたように、二兆一千三百六十四億五千万円の過去勤務債務、これは四十六年度末でございす。

○山田(勉)委員 いまの過去勤務債務という表現を私は使ったのですが、もっと端的に言えば、膨大な二兆一千三百六十四億円というお金は、申されたように、ベラスアップであるとか軍人軍属期間の通算であるとか、あるいは外国特殊法人の通算であるとか、これだけの金を支出する財源を積み立てていかなかった金額のわけでございます。この過去勤務債務というものは国家の政策の変更によって生まれ出たものですか。たとえばインフレなどになってまいりますと、今出てきておりますように年金のアップがある。物価政策というものは、この年金保険の被保険者の行なつておる日常の諸活動、諸労働の中から生まれ出たものではなくて、むしろ国家政策の中におけるインフレ政策、国家がこのことについて当然責任を負う物価上昇という形の中から、こうした問題は発生

してきておるわけですか。あるいはまた外国の特殊法人におりました人たちが、満鉄にしても華北にいたしましても、開拓にいたしましても朝鮮鉄道にいたしましても、そうでございますけれども、そうした人たちの過去の保険というものは国鉄保険財政に入つておるわけですか。その人の分まで年金を支払っていくわけですか。こうしたものが、いま十項目述べられた総額が二兆一千三百六十四億になつておつて支払つていかなければならぬ。ところがこの金の積み立てはない。

国家政策の変更に基づいて、特に軍人軍属の期間の通算も含まれておるだけに、当然国家としてめんどうを見ていかなければならぬのが追加資金とも呼ばれ、過去勤務債務の措置ともいわれておるわけですが、これが膨大な、二兆一千億をこえてきた。これはふえるばかりです。この負担というものはすべて国庫で見つておるわけですか。公共企業体の共済組合などで追加資金措置をいたしておられますけれども、大蔵省は、四十八年、ことを含めて、すでに予算は完了しておると思はすけれども、どれくらいこの追加資金を見つておるか。四十四、五、六、七、八、五カ年間にわたつてひとつお伺いしたいと思はす。

○住田政府委員 昭和四十三年からの国鉄の追加費用の額を申し上げますが、四十三年度二百四億、四十四年度二百四十八億、四十五年度三百三億、四十六年度三百六十二億、四十七年度は推計でございますが四百三十八億、四十八年度の予算では四百八十三億でございます。国鉄だけでよろしゅうございすか。

○山田(勉)委員 国鉄の場合だけでしょうか。公務員の場合はいかがですか。○辻政府委員 四十四年度から申し上げますと、四十四年度が百六十二億一千五百万円、四十五年度が二百三十億七千九百万円、四十六年度が三百億七千二百百万円、四十七年度は見込みでございますが三百五十九億五千万円、四十八年度は同じ見込みで四百八十三億二千六百万円でございます。

○山田(勉)委員 公務員の場合はその年度年度できちんと予算化し、整理していくわけでございます。ところが公共企業体の場合は、その過去勤務債務、例えば追加費用というものは積み立てをしていく。それがいま鉄道部長がおっしゃった金額でございます。その積み立て率は千分の五になつておる。それで一体鉄道部長、三公社の共済組合というのがある千分の五のものを積み立てていくだけで将来まかなえますか。それはどうなんでしょうか。

○住田政府委員 この追加費用は、過去勤務債務の総額の金利負担分まで積み立てるといふこと、毎年千分の五ずつふやして積み立てておるわけでございます。したがって、昭和四十五年には千分の八十一を追加費用として積み立てる。四十六年には八十六、四十七年には九十一、四十八年には九十六、これから毎年ずつ千分の五ずつ増加して積み立てていくわけでございます。

○山田(勉)委員 国鉄の場合は積み立てていく方式で千分の五ずつやるわけでございますけれども、これも国鉄という企業あるいは専売、電電という企業の中で肩がわりしている。最初の百分の十五の国庫負担も、企業、おまえ持て。この過去勤務債務も本来国が持つべきだが、まあ千分の五ずつ負担をやっていく。金利相当分以下ですけれども、負担をやっていく。これもおまえ持て。全部企業にかぶせていくわけですか。これは企業の共済年金財政というものはつづけていけますよ。たとえばいまお話のございましたように、過去勤務債務総額は二兆一千三百六十四億ある。これを五分五厘の金利でかけてもらいなさい。幾らになるのだ。年間千六百六十三億になる。一体千分の五の、これだけのものだけを出して積み立てておく。そのことだけ見たら国鉄なり公社の年金財政というものはつづけていくですよ。それもみんな苦しい各企業に肩がわりさせて持たせる。これは少し三公社の企業の年金というものがじゃまになつておるのじゃないですか、大蔵省

は。

何もかもみな企業で持て。しかし理屈はもう社会保障制度じゃぞ、それは老後の問題、しっかり保障していかなくちゃいけぬ。しかし何かちよつとしたら、懲戒処分を受けたら十分の二減らすぞ。金のほうは、国庫負担分はみんなおまえ持て。いま国鉄の積み立てが、出ておられます資料を見ますと、大体三千五百億前後ではないかと思えますけれども、いまのような追加資金総額二兆一千億の金利分、それに積み立てとして千分の五やらせる。その差額を見ただけで八百億近いものになる。そうして年々の年金支給というものは額、数にもふえてまいります。三千四、五百億の準備された資金はこのままほっておくと三年か五年出ずしてパンクするのじゃないだろうか心配をします。そのときになって運賃の値の上げようが足らなかつたからまた運賃上げようよ、こういうことは年金の性格から全く逸脱したやり方といわなければならぬわけですね。

だから、私は、この年金の問題についてはその原則に立ち返って、国庫負担分の一五%と過去勤務債務追加費用については国で持つ。国家公務員なり地方公務員はそれぞれ国でちゃんとめんどうを見ておる。特に国家公務員はその年度年度で計算していく。みんな清算をしてあげる。公共企業体のほうは蓄積をしておいて、元金は凍結をしておいて金利分はめんどう見てやるけれども、積み立てをする。それは千分の五しか見ない。そのために五分五厘、金利から計算をしていけば、八百億近い差がまた生まれてきておる。そうしたものはいまはみんな国鉄持ちだ、あるいは三公社企業持ちだ。こういうことは私は年金問題をほんとうに考え、ほんとうに将来に向かって国際的にも遜色のない日本の年金制度をつくり上げていくという立場から見たら、うすら寒気がする。

これは辻さん、いかがでございますしうか。本来なら国庫負担と追加資金の分は国で見るときでございますね。国家政策の変更から生まれてきた

ことですから、それだけの掛け金は積み立ててないのですから、当然国庫として負うべきであるのではありません。しかもそれは毎年、毎年完全に整理して千分の五しかめんどうを見ない。その積み立てをしていく。こういうことでは私は公正な年金の追加資金の処理ということにはならない、こういうふうに思うわけですね。いまの国庫負担一五%の問題とあわせて、これは最も近い将来文字どおり、法律どおりに国庫の負担にしていく、こういう立場をおとりになっていたことは考えられないでございませうか。

○辻政府委員 ただいま御指摘の点につきまして二つの問題があらうかと存じます。

一つの問題は、先ほど来御議論いただいておりますように、公経済の主体の問題でございまして、国鉄なり電電なりの公共企業体を公経済の主体として長期給付の費用を負担させることが妥当かどうかという問題であります。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、社会保険を推進する主体と申しますものは必ずしも厳密な意味の国に限らない、地方公共団体もそういう意味で社会保険を推進する主体でございまして、公共企業体も国に準ずる性格の特殊な法人でございまして、そういう立場において社会保険を推進する主体として考えられてもしかるべきではなからうかというふうな思っているわけでございます。第二の点は、過去勤務債務の負担方式をどうするかという点でございまして、この問題はさらに二つございまして、新法の施行前分と新法の施行後の分とに分けて御説明したほうがよろしいかと存じます。

新法施行前の分につきましては、恩給なりあるいは旧法の期間でございまして、これは社会保険でございませんでしたので、その分の過去勤務債務につきましては、いわば事業主としての立場から国なり公共企業体が負担をしているわけでございます。そこで、先ほど御指摘がございましてお

答へ申し上げたような方法によりまして整理資源を繰り入れていくわけでございます。

それから次に新法施行後の分でございますが、これは社会保険として新たに発足した後の分でございます。これにつきましては公経済の主体と事業主、共済組合員の三者で負担するというのが原則でございまして。これは御承知のように、他の社会保険制度、たとえば厚生年金制度につきましてもそのような原則をとっておるわけでございます。諸外国についてみましても、私の知る限りでは、そういう過去勤務債務を特別の国庫負担にしている例はないように承知いたしております。そこで、そういう原則に従いましてこれは三者負担ということで処理をしているわけでございます。

○山田(耻)委員 いろいろと国庫負担の問題にしましても、いまの過去勤務債務の問題にしましても、国庫として支出をするという立場が厳然としてパーセントまで明示してある。いまの年金の財源の負担率一五%、これだけは法律に明示して三者負担ということになっておるので、この一五%を国鉄に持たせるといふことは私は過酷だと思つておるわけですね。それはいまの国鉄とそれから被保険者とは同率の負担になっておるわけですね。それ以外に一五%国庫負担ということが明記をしておるわけですね。それはさつきあなたも申しておられたように、各八区分の年金負担別の率を申してくれと言つたら、国民年金は三分の一、以下ずつと述べられて、三公社の関係は一五%であると申しておられたが、それはいわゆる区分としては本人、事業主、それぞれ同率負担で四二・五%でありまして、その後改正になりましたか、そうして国庫負担が一五%で、企業のはうは自分の負担の四二・五%に国庫の一五%を加えた五七%を持つ、こういうふうな方向で企業に持たされたおるわけですね。これは私は社会保険というたてまえから見たら間違いだと言つたのです。だからその一五%は国庫に持たせなさい。国で支払つてく

ださい。それが当然な法律上の措置じゃありませんか、こういうことを申し上げておるわけですね。いまの過去勤務の問題につきましては、これも三者負担だ、国が負うのは千分の五だけである、こういう言い方の三者負担という立場はわかりませうけれども、千分の五を国が負う、これだけの基準というものは私はどうも納得できません。だから、いまのような年金財政の中で、過去勤務債務にまで年金の積み立てが取りくずされていきますと、現在千分の五しか国が負わぬということになりますと、おれたちが積み立ててきたこと以外軍人軍属の通算であるとか、外国鉄道の通算であるとか、あるいは国家公務員の通算であるとか、よそへ掛けた掛け金までなぜ一体おれたちがめんどうを見なくちゃならぬのかという精神的なものを中心にした大きな不満が出てくるわけですよ。そうしたものというものは当然国策を変えていく、法律を変えていく、国民ひとしく受ける社会保障であるという原則を貫く、その立場から私は当然だと思つた。だからこういう問題で国庫で見ていくということが常識じゃないか。

そういうものは、公務員共済の場合は年度ごとに国でさつとめんどうを見てあげる、こういうような立場をとられ、三公社のほうは千分の五しか見ないぞ、もとの過去勤務債務の二兆一千数百億というものは凍結をしない、千分の五だけ見ればは公平を欠くじゃないか、年金制度のあり方として、国の見方として公平を欠くじゃないか、こういうことを申し上げているわけですね。

だから、私はいまの千分の五という積み立て方式の中身を変えてもらいたい、ということが一つと、この千分の五まで国鉄が全部持ちなさい、専売、電電が全部持ちなさい、こういうやり方はいまのそれぞれ企業の財政状態から見てもきつて過酷なやり方ではないか、私はこういうことを申し上げておるわけですから、できるだけ歯車がかむように御返事をいただきたいと思つた。

○辻政府委員 第一点の国庫負担率の問題でござい

に、共済年金につきましては、公経済の主体としてというような前提で申し上げたいと思います。

〔木村(武千代)委員長代理退席、委員長着席〕
したがうとして、おことはではございませぬけれども、法律のたてまえは国が一五%を持つことになつておりませぬで、むしろ逆に公共企業が一五%分持つというのが現行の法律のたてまえでございます。

それから、お尋ねの整理資源率の問題でございますが、これは先ほど運輸省のほうからお答え申し上げましたように、毎年千分の五ずつ引き上げるといふことになつておりました。整理資源率の割合が毎年上がつておるわけでございます。そこで最近の数字で見てもまいりますと、整理資源率の繰り入れ額と現実に発生いたしました追加費用の発生額がほぼ見合ふところに来ておりますので、最近の数字で見ると、国家公務員共済のやり方とそう大きな違いはないのではなからうかと考えております。

それから、その負担を公共企業が負うのは問題ではないかという御指摘でございますが、これは先ほど私が申し上げましたように、ただいま御指摘の分については、これは新法施行前分でございます。いわば恩給法なりあるいは旧法の分でございます。その分につきましては、国も公共企業体の場合も同様でございますが、むしろ使用主、事業主としての立場からその全部を負担する、こういうことになつておるわけでございます。

○山田(勉)委員 国鉄等三公社の年金関係などについては国庫負担はない。国庫としては負担をしない、企業が負担する、こういうことになつておるといふことで、私もうたいへん勉強不足で申しわけありませんが、そういたしますと、社会保障制度というところに返つてまいりますから、たいへんなことになつておる。厚生年金は国庫として二〇%見ると、私学、農林は一八%見る。そして国民年金は三三・三%見る。三公社は一文も見ない、こういうことですね。そういうことでよろしゅうござ

いますか。
○辻政府委員 結論はそのとおりでございます。なぜそういうことかと申しますと、厚生年金なり船員保険、それから私学、農林等の共済につきましては、その社会保障を推進する公経済の主体が国以外にございませぬものでございませぬから、国が負担をする。しかし、先ほど申し上げたことを繰り返すようでは恐縮でございますが、社会保障を推進する主体と申しますのは、必ずしも狭い意味の国に限らず、地方公共団体もそうでございますし、公共企業体もその特殊な性格からかんがみまして、社会保障を推進する主体としての確かなじやないかということでございます。

○山田(勉)委員 そういたしますと、一応觀念上ということになるわけですが、たとえば公共企業体以外に国家公務員共済とか地方公務員共済も原則として、一五%ございました。国庫負担というのは、いまの論理を進展させていきますとないということになるわけでしょうか。

○辻政府委員 ちょっと御質問の趣旨を聞きがございましたが、国家公務員共済組合の場合でございますか。
○山田(勉)委員 そうです。一五%でございますね。

○辻政府委員 国家公務員共済の場合、そういう意味でいわゆる公経済の主体として国の負担の分とそれから使用主としての国の負担の分を合せて国が負担している、こういう関係でございます。

○山田(勉)委員 私は国家公務員共済組合なり地方公務員共済組合というものは、いまのあなたのおっしゃつておることでも多少理解できることがあるわけですが、ところがいまの三公社の場合になりますと、独立採算制を持つておるわけになります。公経済という立場から国の責任を負う。経営の責任を負うというより、国の事業としての責任体制が明確にされておるのだ。そういう立場をその面では私も認めるわけですが、これも、実際には独立採算制がやられておる。独立採算

制が行なわれておりますから、いわゆる受益者負担といふことは出ない、総合原則主義といふことが出るし、そういうものは、一般の民間の企業とはその意味では何ら変わることはないのです。ただ経営の形態といふものが、申されたように異なつておる。だからその企業に対して国庫の負担分はゼロにして、国の負担分を含めて全部事業主負担ということになりますと、それは独立採算制といふたてまえから、鉄道であるならば汽車賃に、専売であるならばたばこに、電報であれば電報料、電報料金に、そこへはね返つてくることになつておるわけですか。一体これはどのように解明なさるつもりですか。一切経営費用を含めて国で見るといふ国家公務員なり地方公務員なりとは、一応別の立場でなされる必要性が客観的にそこには存在しておるといふふうに私は思つておるわけでございますが、いかがでございますか。

○住田政府委員 三公社の国庫負担分は公経済の主体としての国鉄が負担したしておるわけでございますが、その費用が運賃に直らにはね返つてくるといふことでは決してないわけでございます。先ほど申し上げましたように、現在の国鉄再建十カ年計画は、国鉄再建促進特別措置法によりまして、十年目の昭和五十七年度に黒字に転換するといふことを目標にいたしておるわけでございます。どこのようにして国鉄を再建させて十年目に黒字にするかといふ点につきましては、先ほど先生のお話からお話ししましたように、三本柱といふことでやつておるわけでございますが、その場合に国の助成をどういふふうにするかといふ点で、先ほど申し上げましたように、総合的に判断して助成を行なつておるわけでございます。助成のやり方といつたしましては、個々の項目をつかまえて助成するといふやり方もございませぬけれども、今回の再建計画にあつては、十年目を黒字にするといふことで総合的な助成をやつておるわけでございます。その中で人件費等を含めて経理をいたしておるわけでございますが、現在の国鉄の国庫負担金の中に含まれておるわけでございます。

けれども、そういうものを含めて助成をいたしては、生じるからそのために運賃値上げの率を高くしているといふことでは決してないわけでございます。国鉄がいろいろな面で負担している、国庫負担であるとか、あるいは身体障害者に対して運賃割引をいたしておるが、そういうものもやはり国鉄の負担で行なわれておる。あるいは政策公割といふことで、米とか生鮮食品の運賃は割引引いておられますけれども、そういうものも現在国鉄の負担で、別に国の助成をいたしては、助成を行なつておるわけでございます。決してそういう運賃割引引きあるいは国庫負担分を運賃に転嫁しては、いふことではないわけでございます。

○山田(勉)委員 きよりの本会議で国鉄運賃法なり再建十カ年計画を通しますときに、加藤六月君が、運賃値上げは全部人件費にいくのだ、こういうふうな演説をしていましたね。その人件費の中には、いまあなたがおっしゃつておるように、一五%の国庫負担分が入つておる。国の負担分が入つておる。それが人件費を構成しているんだ。加藤六月君の国会における、国民にPRをする、意思表明をする、あの国会の本会議の討論では、運賃値上げは全部人件費になるんだ。にもかかわらず、国鉄の労働者はけしからぬ、つまらぬサボタージエなんかしてると一生懸命力説をしては、

いま住田さんのおっしゃつておる考えでございます。人件費の中に入れておる、運賃とは関係ない。しかし、私は、いまの国庫負担分は全部運賃で見られておるといふふうには理解しませぬよ。要素が加味されておるといふことは否定できないのですよ。独立採算制を原則にしておるのですから。

だからこの点は、私はやはり今日の社会保障制度という立場から年金を見ていくのだったら、受益者負担という立場から財源捻出をさしていくと

けれども、そういうものを含めて助成をいたしては、生じるからそのために運賃値上げの率を高くしているといふことでは決してないわけでございます。国鉄がいろいろな面で負担している、国庫負担であるとか、あるいは身体障害者に対して運賃割引をいたしておるが、そういうものもやはり国鉄の負担で行なわれておる。あるいは政策公割といふことで、米とか生鮮食品の運賃は割引引いておられますけれども、そういうものも現在国鉄の負担で、別に国の助成をいたしては、助成を行なつておるわけでございます。決してそういう運賃割引引きあるいは国庫負担分を運賃に転嫁しては、いふことではないわけでございます。

主、被保険者、三者で——私は保険制度の問題があると思ひますけれども、一応現行法の中で処置をしていくとすれば、この三者で明確に財源負担率を明らかにして、それぞれが自分の措置をしていく、負担をしてく、こういふ立場が買かれていかなくちやならぬのである。特に運輸省関係は三公社の窓口になっていくわけですから、そうした立場を将来ともおとりになっていただきたく、大蔵省もいままの現状というのを十分お考えの上で国のあるべき財源的な施策というものは考へていただきたいと思ひます。

時間が非常に過ぎてまいりました恐縮でございますが、もう一点お聞きしたいと思ひます。いまの点につきましては十分、お考えをこれからもいただきます。私も勉強不足の点がございまして、なお研究をしていきたいと思ひます。

いま一つは、火曜日の村山委員の質問の中にも出ておりましたが、年金は公務員なり公共企業体はおおむね最低が年間三十万程度に引き上げていくことになる、こういうお話でございました。いま、生活保護世帯は幾らでございますか。

○辻政府委員 年金と比較いたします場合には老人の世帯をとることが妥当であらうかと思ひますが、老人の単身の世帯で申しますと、一級地が一萬八千五百十三円、それから地方の四級地で申しますと一萬三千四百九十六円でございます。なお、老人の夫婦の世帯と申しますと、一級地、都會地でございますが、二萬八千七百四十三円、四級地が二萬九百六十六円と承知いたしております。

○山田(社)委員 二十年一生懸命働きました、そして年金がついて、それは原理的には社会保障制度である、そういう人たちが、今回の二・三・四、大体旧法を中心に四号俸の改正ということ、この最低が二萬五千円くらいになる。年間三十萬近くになる。生活保護世帯は夫婦で二萬八千七百四十三円、年金よりか生活保護世帯のほうが収入がいい。私はもう年金では夫婦で食っていけ

ない、年金はお返しするから生活保護世帯に入れてくれ。メンツを考へればそれもできません。生活保護は國家で保障する日本の國民が受ける最低の権利である、こういう自覚に立っていない日本の國民は、生活保護世帯より安い年金をもらつておつても、食えなくても、三ばい食へるめしは一ぱい半にしても恩給、年金というもので食つていくことが、これがおれの若いころから終生通して働いてきたことに對し國がしてくる年金なんだ、このほうが人間として、おれは誇りを持つのだ、こういう人たちが多くいるわけですね。それは、いまの年金の受給者よりか生活保護世帯のほうが高いという現実がそのようにさしているわけですね。これは辻さん、どうでしょうか。それでもいいんだ、それでいいんだ、こういう気持ちでございませぬか。いかがでございますでしょうか。

○辻政府委員 年金の改善充実につきましては、私も従来から努力してまいつたつもりでございますし、今回も二・三・四の引き上げ、あるいは老齢者についての四号俸を限度とする引き上げ等を御提案申し上げている次第でございます。老後生活のささえとなるような水準の実現をはかつていく必要があると思へるわけでありませぬ。一方、生活保護は、御承知のように収入、資産はもとよりでございますが、あらゆる資力を活用いたしましてなほ最低生活を維持できない困難世帯に対する社会保障制度でございますので、制度の目的が年金制度とはいさか異なるわけでございませぬ。したがつて、両制度の目的やあるいは給付の性格の違いから申し上げまして、年金の額と生活保護の給付の水準を直接比較いたしましては、必ずしも適當ではないのではないかと、いふふうに思つてございませぬ。

○山田(社)委員 私はあらゆるものをしさいに見て、そしてあらゆる力を動員してみても、何にもない、そういう人たちは生活保護世帯に転落して最低生活をやはり維持させてあげるために、夫婦で二萬八千七百四十三円見せてあげる。しかし、年

金受給者の最低者である人たちは、一体何がそのだらう。高級官僚なら退職後のいろいろな道も講ぜられておりますし、いろいろとそれぞれのつぐられた制度の中にはまり込んで、かなりの年月までいろいろと生活の配慮がなされていってあることは承知しておりますが、下積みのほんとうに何も無い人たちが、住む家すらろくにない人たちが、今日どれだけ多くいるかということも政治を動かすに十分な力としてよく承知しておるはずでございます。もうおれも働けなくなつた、あらゆるものを全部動員してみたつてこの年金しかないのだ、どうしてもさしむき当座の金を要るので、実はこの年金証書を抵当にして金を借りた、こういう人もたくさんいるのです。共済組合法の中には質権設定だけは認められておりますね。制度金融の中には認められてゐる。そういう年金証書を質に入れて、それによつて生きていかなくちやならぬ人たちが、これによって生活保護世帯の人たちと比べ

てほとんど大差ない。しかもその人たちは二十年以上働かされてきて、そのことを誇りとして、生活保護世帯に落ちていくことは何としても歯を食いしばつてもできない。これは何かといつたら、年金が低過ぎるということですね。

昭和四十六年なり七年を見てまいりますと、私はこれを調べながら実は悲しくなつてきたのです。國家公務員なり地方公務員なり公共企業体で旧法の適用を受けている人たちは、去年までは一月一萬五千円から一萬七千五百円くらいしかなかった。まるまる何の支障もなく新しい法律に基づいてやつておる厚生年金を見まして、昭和四十六年で平均二萬一千三百六十七円、そして生活保護世帯が二萬五千五百十円。ことし引き上げを見まして、おつしやつていられるように二萬八千七百四十三円が東京地帯、そして旧法の人は二・三・四もろに上がるし、四号俸もろに修正できますから、大体一萬七千五百円程度のものが、国鉄などを見まして二萬五千五百円程度に上がります。二萬五千五百円程度に上がつても、まだ生活保護世帯以下、地方の第四級地の生活保護世帯

と比べて四千円ちよつと高いだけです、今度の年金改正では、これではあまりひど過ぎる。一体、二十年も三十年も掛金をかけてきて、そして最後に報いられる措置がこれだ、こういうことでは私はやはりいけないと思ひます。だからいわれておりますように、最低一月夫婦で四萬円程度の年金というものは支給すべきである。年額四十八万円程度は最低として支給すべきである。そうして生活保護世帯は私は一律で三三・二二・三三・二二程度、月二萬八千何ができるだけ年額四十八万円程度、最低の生活費までは引き上げてあげたい。ましてや既得権として持つておられます年金受給者に対しては、私は最低年額四十八万円程度までは引き上げてあげなければ、國として社会保障制度の一環でございます。國際社会に比べてみても、選色はありませぬ、あるいはこれが社会福祉の中核です。將來入区分を一本にいたします、そのときにはいろいろ制度内矛盾は解決いたします、私はこれはいいと思ひます。しかし、いまのような、現実にこれによつて生きていかなくちやならぬ人たちに對しては、これでは生きていけないのです。だから、ぜひとも年額四十八万、一月四万円程度に引き上げてあげないと、私は年金の効果というものは全く価値を失つてくるという気がしてなりませんけれども、そういう方向への検討を、山本政務次官今度は歯車がかみ合うようにひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 國費を要しますいろいろな社会保障制度の中で、給付水準をいろいろ均衡をとつていかなければならない、あるいはまた全体の財源の関連も考慮することでございます。ことしは、いまお話しのように三十萬二千四百円ということに最低保障額を引き上げました。これも相當政府としては奮発をしたつもりであります。しかし、いろいろお話しのように、國民生活の実態から見ても、

いろいろだんだんと変わっていくという事情もございいますから、将来の問題として検討をしていきたい、こう思っておるわけでありませう。

○山田(耻)委員 次官、私は年金問題を審議するときに、本来社会保障制度といふことの包括的な議論になりますと、私は生活保護世帯の問題を、最低生活必要限度はまだ低過ぎるという議論をしたところなんです、きょうはそつはいたさず、ただ比較の問題として出したのです。

あなたのおっしゃっているように、最低を今回大奮発をして三十万二千四百円にした、それはいいのですけれども、生活保護世帯を三十四万四千九百十六円にしたのは最低でしょう。これではなかつたら食えないというのでしよう。それが三十四万五千円近く出さなければ、年金生活者は大奮発だといってなせ三十万二千円しか出さないのか。

さつき私が言いましたように、生活保護世帯は持てるものすべてやってみなければ何もないからこれでやるのだ。いまの年金取得者はその年金証書を質権として持っていて前借りをするようにならねばならないのです。一歩間違えば、これはもうこんな安い年金は要らぬから私は生活保護世帯に入りたいたいという人があつたのです。それは困っている年金生活者に対して、これ以上はなけれはもう生きられないという最低線が三十四万四千円であるならば、なぜ年金取得者には三十万二千円にしたのか、大奮発だおっしゃいますけれども、そつおっしゃる限りその根拠をひとつ示してください。

○辻政府委員 先ほど申し上げましたように、年金は老後におきますところの生活のささえと申しますか、老後生活のささえとなることを原則としているのに対して、生活保護は世帯人員だとかその構成に応じて給付の基準が定められておるものではないから、それぞれ比較する場合は意味が違ってくるのではないかと思ひます。それから、昭和三十三年の社会保障制度審

議会の答申によりまして、「年金は、生活設計の有力なよりがかりとなるところに意義があるものであるから、それが必ず最低生活を保障するものでなければ意味をなさぬ」といふ考え方も行き過ぎである。「こつという御指摘もございませう、私どももいたしましては、できるだけ年金の給付水準の引き上げに努力してまいりたいと思ひますけれども、政務次官からもお答え申し上げましたように、他の公的年金制度との均衡をございませうか財源率への影響もあることございませうので、今後の問題といたしまして慎重に検討させていただきます、かように考えております。

○山田(耻)委員 いまおっしゃっているのが三十三年度ですかの審議会の意見だおっしゃいます、大蔵省で編さんされている財政金融法規解説全集の財政編、こつの中にあります「共済組合制度の概要」これをちよつと私抜粋してきつたのです、昭和二十五年に社会保障制度審議会が出した勧告、その勧告を受けての解釈を讀んでみますと、この共済組合が社会保障制度の中核をなしておる一環である、これはきょう大臣が御答弁になつたとおりです。それは何なのか、「生活不安ないし生活困難から解放して、健康で文化的な生活を保障する」これが社会保障の原理である、この立場に立つて厚生年金保険はじめ共済組合制度が設けられておるのだとおつたのです。

私はいま公的年金制度に加入をしておる国民が四千五百万をこえたとおつた。この人たちは老後の問題が、ほんとに不安なく過ごせるように、そのことから今日のいろいろな政治に対する欲求もあるわけです。老後の不安を解消する、疾病になれば心配なく医療が受けられる、この二大原則といふのが社会保障の原則であることは先刻来、午前中確認できたことだ。そして、共済組合制度も社会保障制度の一環であるし、社会福祉制度の重要な中核をなすものだと愛知大蔵大臣も述べられておるわけです。だからこつ四千万五百万加入者の人たちは高い掛け金をかけても、これが老後のために役立つのだといふことで掛け金をかけ

てきた。その掛け金をかけてきて裁定をされてみると、生活保護世帯にとうてい及ばない裁定額し、こつことだけではなくて、基本的な問題が違つておるといふふうにおつた。少くとも生活保護世帯に支給する金額は最低のものとして公的年金制度の中には認めていかななくてはならない、これが、私は了解はしないにしても最低ぎりぎりの政府側の答弁であつてほしいわけだ。生活保護世帯以下のものをもつてして、おおばんぶるまいであつたし、たいへんな措置です、喜んでください、こつこつ言ひ方をされておるのでは、年金問題にほんとうに真剣に審議に入る気もなくなつてくるわけだ。私は生活保護世帯に出しておる金額は生きておるだけの最低生活の金額と認めておるわけだ。年金の裁定者は生きておる最低の金額だけでなくて、文化的で健康な生活が維持できる憲法二十五条に基づいた精神であることは先刻来明らかになつておると思ふのです。それが生きておるというぎりぎりの線以下の裁定しなされておるというこつは、私は国の政策上誤りであると言つて指摘することは過言でないと思ふ。この点は、辻さん、私は最も緊急に早くこの最低保障は生活保護世帯を上回り、それこそ健康で文化的な最低の生活が営める、こつこつ原理に立つて憲法二十五条の精神に準拠したとおつたのですから、その立場に立つて裁定の最低額はきめていかないと、一体日本の年金といふものは何なのか、こつこつ国民の声をすくい上げてやつたといふええなくなるわけだ。この点はひとつ最低額の保障についてはこつに最も急ぐ問題として御検討いただけませんか。

○辻政府委員 先ほど来申し上げておりますように、私どももいたしましては、年金は老後生活の設計の有力なよりどころとなるべきものである、あるいはまた、老後生活のささえとなるべきものであるといふ立場に立つておるわけだ。こつこつ、したがういまして、生活保護の金額をそのものと直接御比較をいただきますことは、先ほど申し

上げたことを繰り返すようでは恐縮でございますけれども、生活保護は地域差もございませう、世帯構成による差もございませう、直接御比較をいただきますことは必ずしも適切でないと思ひますけれども、しかしながら、年金の給付水準を充実していくといふことにつきましては、私どもとしては異存のないところでございませうので、財源の問題あるいはまた他の厚生年金等の公的年金との均衡等を十分考えながら、そつこつ方向に向かつて今後の問題といたしまして真剣に検討してまいりたいと思つております。

○山田(耻)委員 辻さん、生活保護世帯に出す金とこつこつ公的年金の最低額とは関係ない、比較する因果関係は別がない、こつこつ発想は間違つておるのではなからうか。社会保障制度であるといふ公的年金制度、社会保障制度の因であるから生活保護世帯がしつかり守られていく、これは同じことなんです。

だから冒頭に、なぜ社会保障制度であるのか、過去の恩給法の情性を受けてはいないか、私が二時問もかけてこの問題に触れてきたといふのは、日本の国民すべてが健康で文化的な最低生活を営んでいかなければならぬといふ憲法二十五条を受け、社会保障制度であるからなんです。その範疇の中に生活保護世帯に対する国家の援助も、年金といふみずからも金をかけ、企業主もかけ、国もかけてくれて、そして老後の問題を保障していく、このことは原則的に違ひないのです。あなたのこつこつおっしゃる通りに、年金といふのは老後の一つのささえである、こつこつこつこつ考えただけで律せられていけば、三十万二千円が妥当なんだといふふうには聞かえないし、この三十万二千円はささえなんだから、あつたおまえどうにかせよ、こつこつ意味でこつ三十万二千円を最低としておおばんぶるまいである、こつこつこつこつこの発想といふのは間違つておるのではないだろうか。

年金も、せんじ詰めていけば、社会保障制度といふ立場をとるならば、生活保護世帯の保障に

入っていくべきものである、そういう一つの範疇の中にあるけれども、二十年事業主、国庫ともにかかけ合せて、社会保険制度として認めて努力をしてきたわけですから、少なくとも国が何の掛け金もかけなかった社会保険制度の中からきりきりの線として認めてやる生活保護世帯よりか下であつていいという原理はないのです。当然上でなくちやならぬのです。こういう立場に立てませんか。いまの三十万二千円、一月二万五千円でおじいさん、おばあさん夫婦が食つていけ。できると思いませんか。国家公務員になる人、公共企業体の職員になる人で、不動産がたたくさんある、そうして貸し家もたたくさん持ち、貯蓄もたたくさんある、こういう人たちは、大学に行きまして、そして高級官僚として育つておる人たちです。いまでもまだ小学校を出たり旧制中学を出たり新制高校を出て公務員になり、三公社につとめておる人は非常に多い。このほうが多い。この人たちは何も生活のささえとなるべきものを持っていない人たちが多い。この人たちが年金を唯一のものとする、ささえじゃなくて、唯一のものとする人たちが多いということを知つていただかなくちやならぬわけです。

そういう立場から見れば、三十万二千円というものと生活保護世帯の三十四万四千円というものと比較してみるときに、最低は三十四万四千円まで引き上げなくてはならぬし、掛け金を今日まで二十数年かけてきて権利を取得した人たちだから、せめて一月四万、最低年間四十八万までは引き上げてやれ、こういう私の主張が無理なのでしようかね、もう一度お話を伺つておきたいと思つておる。

○辻政府委員 繰り返して同じことを申し上げるようで恐縮でございますけれども、年金制度は老後の生活設計の有力なよりどころになるところに意義があるというふうに考へておるのです。最低生活、生活保護と、どこでどういふ額で比較するかという問題は問題でございますが、社会保険制度審議会の、先ほど引用いたしました答申にもございまして、必ず最低生活を保障しなければ

衣食住の費用でございますが、そのうち食料費が三十九品目、これは最低のだけれども必要とする食料費三十九品目で二〇%以上の上昇が十二品目、三〇%以上の品目が十一品目、四〇%以上の品目が五、五〇%以上が五、六〇%以上が六、一四五・九%以上が一、こうなつておる。これが食料費です。時間がございませぬから全部中身を申し上げませぬ。被服のほうは総合的に見て二十六品目ですべて二五%以上の上昇です。これは東京都と一般と違ひますけれども、東京都の關係を見ますと、五月で総合で一・一・六、全国は総合で九・四、食料費は東京は総合で一三・七、住居が八・五、光熱費が一・一・一、被服二・一・九となつておられます。このように異常な上昇過程をたどつておられます。

ば全く意味がないというふうには私ども考へておりません。しかし、年金の額ができるだけ充実したものである必要があるという御趣旨については、私ども全く同感でございます。

ただ、それを改善していきまふ場合に、当然財源の問題が伴うわけでございます。掛け金の負担という問題もあるわけでございます。他の公的年金、厚生年金と比較しての議論もあるわけでございます。今退職年金の最低保障の額を三十万二千四百円にお願いいたしてはいるのも、厚生年金の額を基準として計算をいたしておるわけでございます。そういうほかの公的年金との比較においてどうするかということも検討しなければなりませんので、先ほど来申し上げておりましたように、そういう観点に立つて検討しながら今後とも充実につとめてまいりたい、こういう御趣旨を先ほどからお答え申し上げておる次第でございます。

○山田(耻)委員 あなたのおっしゃつておることはわかりません。私が言つておるのは、何も国家公務員共済組合法の組合員だけを中心に申し上げておるのではなくて、公的年金制度というものに觸れておるわけです。公的年金制度の最低は生活保護世帯より下回つていいという根拠がないのです。それでよろしう。社会保険制度の一環であるし、そして社会福祉の根幹をなすものであるし、憲法二十五条を受けておるのだということはあるあなたもおっしゃつたわけです。それが生活保護世帯以下であるということ、この年金の最低は食えないぞ、おまえそれは覚悟しなさい、こういうことを意味しておるわけですから、私はやはり公的年金制度というものを、世界一、二を争う経済大国が、そういう生活保護世帯以下の公的年金制度があるのだ、その該当者もかなりいるのだ、こういうふうなことを得々として言つておる段階では私はないと思つておる。この状態を放置しておきますと、それは年金暴動が起こりますよ。だから私は、ほんとうに最低のきりきりの生活を営む金額というものは最低保障として認めてやつてい

だから、今回の二三・四プラス四号俸のアップというのは、こういう値上がりを押さえて賃金が上がる、ことは賃金上昇率は二〇・四ださうでございます。そういう賃金の上昇は、こういう物価上昇を踏まえて上がつていく、そして年金はすでにスライドの關係で、物価その他という關係だけではないかなくなつて、賃金のほうに根拠を求めていくようになってくる、こういうことで最低保障というものは、現状ではもう一日一月を経るごとにたいへん年金生活者は苦しくなつてくる。こういう情勢というものを私たちはしっかりと踏まえておかないと、物価を安定させるというのにもこの国会の大きな責任の一つでしよう。政治の一つの責任です。そしてその中で、最低生活を営むに足る明確な文化的な生活を営んでいく、そういう社会保障の最低の基準を求めて本来年金というものはなくちやならぬはずなんです。そういうものの最低とあわせて、一刻も早く政府としても手を打つていかないと、いまの國民の中に占めた公的年金の加入者は四千五百万、この人たちの気持ちの中にはそういう欲求が非常に強い。ということ、そういう条件が基礎になつておることも御判断をいたしまして、ほんとうに一刻も早く御検討をいたしまして、そして困

かなくてはならぬです。それはおっしゃる通りに確かに他の公的年金と比較しながら全体の法律改正をする時期が私は来ると思ふ。その時期を一刻も早くこの問題だけはしてこれというのです。そうしない、どうして生きていくのですか。それはいけないから、早く最低保障というものを実現をして、いまの三十万二千円ではこれはどうしようもないのですから、せめて一月四万、年間四十八万、そこまではいけぬでも、生活保護世帯の年間三十四万四千円ですか、これぐらいまでは最低を引き上げておかないと私は非常に恥ずかしい、こういう気がいたすわけです。繰り返し申し上げて恐縮でございますが、早急に検討していただきたいと思つておる。

特にことし初めて、年金問題に對してあつて春闘の一環で、政治ストとかという意見がこの国会でも出ておりましたが、行なわれませんでした。私は、こういう傾向というものは、冒頭申し上げたように、生存権から生活権に問題が移りつつある。日照権というのをだれがいつか十年前に考へたでしようか。生活権というものがこれからの日本の社会では大きく取り上げられてくる。だれが年金ストというものを考へた時期があつたでしようか。しかしこれからは、いまのような制度が残されておる限り、私はひんぱんに起こる可能性があるということをほんとうは予言をした。

それは私、ほかのことをいろいろ調べておりましたら、ことしになりましての物価上昇というのはすごいでしょう。二三・四は四十六、四十七年のベースアップ分を考へて二三・四にした、旧法の人たちはその上に四号俸を積み重ねた。去年までは一万五千五百円、そこらあたりの旧法の扱いであつたけれども、ことしは一月二万五千円近くなるぞ、そういう御配慮がおおはんぶるまいであつたかもしれませぬけれども、最近の物価上昇を見ますと、政府、日銀統計あたりを見ますと、私は実は驚いたのですが、この二、三、四、五で、前年同月対比で、ます年金生活者が最低生活、生きる一番のこになる、かてとなるものは

踏まえておかないと、物価を安定させるというのにもこの国会の大きな責任の一つでしよう。政治の一つの責任です。そしてその中で、最低生活を営むに足る明確な文化的な生活を営んでいく、そういう社会保障の最低の基準を求めて本来年金というものはなくちやならぬはずなんです。そういうものの最低とあわせて、一刻も早く政府としても手を打つていかないと、いまの國民の中に占めた公的年金の加入者は四千五百万、この人たちの気持ちの中にはそういう欲求が非常に強い。ということ、そういう条件が基礎になつておることも御判断をいたしまして、ほんとうに一刻も早く御検討をいたしまして、そして困

民全体が日本という国の社会保障制度の中で、老後病気になるたときや途中死亡がしつかりと守られていけるように御配慮いただきたいものだとおっしゃいます。

これ以上の答弁は聞けそうにございませぬし、あとの質問者には御迷惑をかけたが、長くならしましたので、私はこれで終わります。ありがとうございました。

○鴨田委員長 増本君。

○増本委員 政府側に対する質問は、前回大蔵省もお見えですので、ひとつ国家公務員共済組合連合会の当面している問題につきまして、少しお伺いしたい、こういうふうに思うのです。

いままでも再三力説されてきましたように、生活できる年金を保障してほしい、これはだれもが希望していることだし、その面での連合会の責任というものがたいへん重いものになってきているというふうに考えるわけですね。これはもちろん政府がやることですけれども、それだけに組合員の要望をになって政府に対して強く要求するものは要求するという態度がますます必要になってきている、こういうふうに考えるわけですね。

そこで従来、国家公務員の共済組合については、年金生活者の実態というものをあまり調査されるという機会がなかった。またそういうものををつくらうとなされなかったという点は、私はいへん不満に思っているわけですね。いま大蔵省年金生活者の実態がどうなっているのかということ若干調査してみますと、たとえば全税関労働組合の調査結果によりますと、昭和四十五年十一月に退職をして、勤続年数が四十一年七月、年齢六十三歳で行(行)の五等級二十二号俸の人で年金額がいま六十六万七千円、これは勤続四、五年の人の本俸に相当するくらいの金額しか保障されていない。たいへん低い実態にあるということがよくわかるかと思うのです。

そこで、まずお伺いしたいのは、こういう生活できる年金を保障せよという年金生活者や組合員

の要求をになって、今後理事長としてどういう態度で臨んでいかれるのか、まずその姿勢といえますか、そういうものについてひとつお答えいただきたいと思ひます。

○竹村参事人 お答え申し上げます。

私も年金を取り扱っております関係上、部内におきましては、いろいろ年金に関する諸問題について研究はいたしております。ただ何と申しましても、やはり年金額をどういたしてまいりませぬかと問題は政府の御方針にもよるところがございませぬから、私も正式に御意見を申し上げる立場にはない、こういうことを御了承いただきたいと思ひます。

○増本委員 しかし、正式におっしゃる立場にないといふけれども、組合員の期待や要求や権利といふものをあなたの方で扱っていらつしやるわけでしょう。あなた自身も年金額を引き上げ、年金で生活できるような状態を実現してほしいといふ組合員の要求をよく御存じだと思ひますね。それであれば、政府に対して要求するところはきちつと要求し、その声を反映させていく、このことは理事長としての最大の責任であるし、責務であると私は思ひます。そういう立場からだと、いまの御答弁はいただけないし、たいへん心もとないといふように思ひます。

では、どういふルートでその声が保障できるよ

うになつていられるのですか。

○竹村参事人 私も毎年、たとえば事業計画を組んで予算を編成いたしますとき、やはり加入組合員の方々の御要望をお聞きすることになっております。その中に、やはり年金額の増額の問題もございませぬ。そういう御意見もございませぬので、やはりそういう御意見があつたということ、そういう点につきましては、関係の政府御当局にも申し上げておるわけでございます。

○増本委員 では政府に伺ひますけれども、そういう共済組合のほうからの年金の額の引き上げの要求、そういうものは正しく受けとめられるような制度的な保障とか、そういうものはあるの

しょうか、どうなつてますか。

○辻政府委員 共済組合員の御要望につきまして、もちろんいろいろな機会にそれを伺つては、お答えはいたしておりますが、連合会を通じても共済組合員のいろいろな方面の御要望といふものは伺つておると思ひます。

○増本委員 要求を反映できるような制度的な保障があるのかどうかということですね。その点はどうか。

○辻政府委員 予算事業計画等につきましては、大蔵大臣のほうに協議がございませぬので、そういう機会あるいはまたそういう機会ばかりではございませぬ、いろいろな機会を通じて、共済組合員の御要望を伺つておるわけでございます。

○増本委員 制度的な保障としては事業計画を大蔵大臣が審議し、認可する、その段階だけになるのですか。

○辻政府委員 制度的にと申されますとどういふ意味でおっしゃいますか、必ずしも十分に私は理解しておられませんけれども、特にそのための制度といふものはございませぬ。

○増本委員 あらゆる機会をとらえて連合会の組合員の要求を反映させていく道はあるのだ、こういうふうな御答弁で伺ひしてよろしいのでしょうか。

○辻政府委員 おっしゃいます意味が私、必ずしも的確に理解していませんけれども、必ずしも共済組合員の御要望を伺う、あるいはそれを吸い上げると申しますか、そういう方向で努力しているわけでございます。

○増本委員 竹村参事人にお伺ひしますけれども、今回の年金額の引き上げをきめるに際して、政府その他に対しては、どういふ働きかけや接触がされてきたのですか。

○竹村参事人 先ほど申し上げましたように、加入組合員からの御要望がございませぬので、それを大蔵省にお伝えしておるわけでございます。ただ、その御要望の中には具体的に金額を幾らにし

たらいいかというところまではあるいは申し上げてなかつたかもしれませぬ。

○増本委員 政府のほうでは組合員の要求をあらゆる機会をとらえてできるだけ反映させていくようにするといふ、またそういうふうにしてきたといふことではありますので、ひとつこれからも共済組合として組合員の要求を政府に積極的に反映されるように努力していただきたいということをおっしゃるわけですか。

ところで、先般も政府のほうにはお伺ひしたのですが、来年はちよと財政再計算期に入るわけですね。ここで掛け金の値上げになるのかどうか、こういう問題を含めていろいろ見通しも立てなければならぬし、そういう検討の時期に入つてきているというふうに考えるのですが、連合会としては再計算期に臨む方針をどうお持ちなつておられるか。

○竹村参事人 連合会内に掛金率検討委員会というものを設置いたしまして目下鋭意勉強中でございます。

○増本委員 その掛金率検討委員会ではいまだどういふ御意見が出て、どこが問題になつておるので

しょうか。

○竹村参事人 ただいまの段階では資料の収集並びに整理の段階でございまして、まだ具体的な意見の交換のところまでは参つていないわけでございます。

○増本委員 過去三十九年、四十四年、二回計算期がありましたし、そのときには、見てみますと、三十四年から四十四年までの間の年金改定率が七三・六七％で、四十四年から四十八年を見ますと六三・四七％ということ、過去と比べましてもそんなに違ひがないので、私は積極的に引き上げる理由はないというふうに判断をしておりますが、これは掛け金率を引き上げずむしろ国庫負担をふやすなどして、別の手だてで解決をするように積極的な努力をすべきだといふように思

ひますが、理事長としての抱負と御見解を伺つておきたいと思ひます。

○竹村参考人 私ども運営協議会という組織を持っており、その中に組合員の代表の方もお入りになっておられるわけですが、その運営委員会におきまして、やはり掛け金の検討につきましても御要望もございました。ただいま申し上げましたとおり、私も内部で検討はいたしておりましたが、まだ先ほど申し上げました状態でございます。具体的な御意見を申し上げる程度には至っていないわけでございます。

○増本委員 掛け金を引き上げずに、そして社会保障としての実態を備えるようにしてほしいというものが組合員の切実な要求になっているというところは理事長も御承知だと思っております。ですから、ひとつそういう立場で政府との関係についても対処をしていただきたいというのを強く申し上げておきたいと思っております。

共済組合の資金の運用の利回りを、資料をいただいて見てみても、四十四年度が六・五五、四十五年が六・六四、四十六年度が六・六二、四十七年度が、私の手元の資料では、見込みですが、六・四一というように、全体として決して悪くなっていない。こういう点から見ても、いまここで掛け金を引き上げるといふ理由はないというふうに思っています。

ところで、政府のほうにちょっとお伺いしたいのですが、再計算期には施行令の十二条と七条の二で五・五％で計算するということになっております。そうすると、実際の今日までの運用では六％以上の運用利回りになっておりますが、この差額はどのように処理をされているのでしょうか。

○辻政府委員 予定利回りにつきましては、御指摘のように五・五％で計算をいたしております。これは他の公的年金制度、厚生年金等も五・五％で計算をいたしておりますが、共済年金もそれにならまして五・五％で予定利回りを見込んでいくわけでございます。

なお、御指摘のように、実際の運用利回りは六分五厘前後でございますので、その間に利益益が生ずるわけでございますが、その利益益につきま

しては、一部過去勤務債務の償却に充当をいたしておられるわけでございます。

○増本委員 過去勤務債務に一部充当されている。これはいつからやっていらっしゃるのであるか。それで、今日までどれぐらいの金額になるのでしょうか。

○辻政府委員 現在の国家公務員共済組合の財源率には過去勤務債務の償却財源は反映されてい

ないわけでございますが、これは当面、当面と申しますのは次の再計算期、すなわち四十九年度まででございますが、資産の有利運用によって利益が生ずる見込みでございます。これを過去勤務債務の償却に充当するということにいたしましたわけでございます。これが前回の再計算のときでございます。その際、連合会におきまして過去勤務債務の額が約五百五十億見込まれていたわけでございますが、過去勤務債務の償却額をいたしまして三十億を見込んでいたわけでございます。四十四年度、四十五年度、四十六年度の利益益を見ますと三十億を上回る利益益が生まれているという状況になっております。

○増本委員 過去勤務債務の処理のしかたその他についてはすでに山田委員からいろいろ議論がありました。私はここで繰り返す必要はないと思っております。ただ、これを財源率引き下げのほうに回せば、掛け金をかえって下げて組合員の利益にも運用できるというメリットがあるわけですね。ですから、この財政再計算期を来年に迎えて、ここで組合員の利益を常に最優先させていく立場に立って検討すべきであるというように私は考えるのですが、ひとつ理事長の御意見を伺っておきたいと思っております。

○竹村参考人 ただいまその額につきまして計数を整理中でございます。財源率の引き下げに回せることができるかどうかは、整理後検討いたしました。かように考えておられる次第でございます。

○増本委員 再計算期にあたって、検討の上、組合員の利益をあくまでも守っていく、負担を軽減

させていくという立場に立っておやりになるかどうか、ひとつ、その一般的な姿勢で検討してください。あなたの決意をはっきり聞かせてください。

○竹村参考人 計数を整理した上ではないとはつきりしたことは申しかねるわけでございますが、方向はいたしましては、なるべく引き上げないで済むことができれば都合がいい、かように考えておるわけでございます。

○増本委員 ところで、再計算期にあたって、共済組合の組合員が皆さんのほうにもはつきりと要求を提示していると思っております。一つは、検討委員会をつくる上では、運営協議会の委員の中から労使折半で構成せよ、そしてその結果について、運営協議会の決議事項としてきちんと位置づけろ、こういう要求が出ていると思っております。この方向に沿って、組合員の利益を手段の上からも守り、反映させていく、こういう立場に立って検討をされるかどうか、この点はいかがですか。

○竹村参考人 いままで運営協議会の委員から、組合代表を入れて話し合いをしたい、かような御提案がございました。私も伺いたしましては、組合代表を入れて、検討委員会を今後つくっていくつもりでございます。

なお、検討委員会の結論が出た場合において、やはり運営協議会でもその結論を出しまして御協議をいただきたい、かように考えております。

○増本委員 ちょっとこまかくなりますが、組合の代表を入れて検討する、この点はけっこうですが、労働者組合の代表と使用者側の代表とを折半にせよ、この点はいかがですか。

○竹村参考人 使用者側代表ということばが適当かどうかわかりませんが、私も、運営協議会の中には厚生課長さんと組合員の代表の方がお入りになっておられるわけでございます。その両者でできれば同数にしたいと思っております。

○増本委員 時間がありませんので、次に移りま

す。

ともかく、組合員の要求が手続的な上でも正しく反映できるように、そしてまとまった意見が正しく国の政策の中に反映され、よりよい年金制度や共済組合の制度をつくっていく、この点はひとつしつかりと据えて業務の運営に当たっていただきたいと思っております。

ところで、共済組合連合会の経理の上で一番の大きな問題の一つが医療経理の問題だと思っておりますが、皆さんの経理の内容を拝見させていただきました。赤字が約七十二億円になっております。この医療経理の赤字をどのように解決されるおつもりなのか、ひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

○竹村参考人 御質問のように四十八年度末では七十二億程度の赤字をかかえる状態になっておるのであります。はなはだ遺憾に存じております。こういうふうな医療経理が悪化してまいりましたのはかなり前からの問題でございます。したがって、これが解決策をどうするかということにつきまして、私も非常に苦慮いたしておりました。私ども非常に苦慮いたしておりました。昭和四十六年度になりました。昭和四十七年度の予算におきましては、この方針で本年度から逐次実施いたしてまいります。かようなことを申し上げて御了承を得たわけござ

います。四十八年度以降もやはりこういうことでは、御案内のように、病院經理の大宗をなす収入は診療報酬でございます。この診療報酬はいろいろの面の関係するところの広いものでござい

ますから、なかなか私の一存で変えられるものでもございせん。そういう関係でございますので、私ども対策委員会の示された方針に従つて万全の努力はいたしておりますが、それにいたしましたも、そちらのほうの関係もございするもので、いつどのようによめどがつくかということも現在の段階においては判断をにくい状況にござい

ます。ただ、各年度、単年度を比較いたしますと、私どもの努力が幸いにいたしまして若干効を奏しつつある状態でございます。こういう状態でございます。

○増本委員 私も医療經理特別対策委員会の理事長あての答申を読ませていただきました。しかし、病院については具体的にどういう対策をとるかという点については明確な答申がないようです

が、ここではつづす病院、閉鎖する病院というのが皆さんの答申の中であるのですか。

○竹村参考人 答申の柱は大体二つからなっております。一つは、私どもが国家公務員の福祉事業として

やっております関係上、本来の趣旨からいたしまして、国家公務員に対する医療サービスの向上の面、これが第一点でございます。それから、病院を經營してまいります面におきましての資金、これはいづれも長期の資金をお借りして運用する、

こういう形になっております。したがって、病院の經理は健全でなければならぬ。これが二本の柱でございます。

務員の利用度も少なく、非常に赤字をかかえておつて、今後も赤字解消の見通しのない、かような面につきましては、連合会の病院の本来の趣旨からいたしまして考え直してみたらどうであらうか。その場合に、さような病院につきましては、たとえは地方団体に對しまして病院の移管をお願いするなり、そういう努力も必要でありました。しかし、そのような努力をいたしましてもおかつ何ともしようがない病院が出てきた場合には、しかるべき措置を講じなさい、かような表現になっております。

○増本委員 対策委員会の方針を聞いていますの

じやなくて、これに基づいて具体的に実行をしていく場合に、閉鎖をする病院があるのかどうかという

ことを聞いています。

○竹村参考人 私どもといたしましては、できるだけ

だけさような事態が生じないように努力はいたしておるわけでございますが、中には、はなはだ残念ながらどうしても連合会が經營していくことが本来の病院のあり方からして許されない、かような病院も出てまいるわけでございます。現に閉鎖を公表いたしました病院も一方所ござい

ます。

○増本委員 具体的に名前をあげてくだされば早

いのですけれども、若松病院ですね。この若松病院については、答申では一方的な閉鎖ということ

を言っていない。その後皆さん方のところでどういう方針が出されたのだろうと思つていますが、この閉鎖が妥当かどうかというのを私はいま問題にしているのじやないです。

問題は、そういう結論を出すまでに至つた経過と手続の上でいろいろな問題があるのではないかと

いうように思つておるのですが、若松病院を存続する

かあるいは閉鎖するかということについては、評議員会あるいは運営協議会で討議をされたことがあるのかどうか、その点はどうなんでしょうか。

○竹村参考人 四十七年度の私どもの事業計画及び

予算の御審議をいただきました際に、運営協議会及び評議員会におきまして、今年度の病院經理の運営の方針といたしましては、医療經理特別対策委員会の示された答申に従ひまして逐次実施をいたします、かような説明をいたしております。そしてその際に、医療対策特別委員会の御答申も示しておるわけでございますから、その場合にお

きまして、それぞれ評議員会なり運営協議会の御了承を得たものと考へております。

○増本委員 そが私に問題だと思つております。

つまり四十七年度の事業計画では、いま理事長おっしゃつたように、答申に基づいて逐次実行に移すということをおつていただけで、若松病院を

廃止するかどうかということも具体的に問題にして

いるのじやないのですか。答申そのものも、若松病院とすることを一つも、それについてどうする

ということを明確に方針を出していない。ところが

事業計画ではさういふ事態になつていながら、

具体的な執行の段階で廃止するということをやつ

た。ですから、事業計画では明確に出ないものを、執行の段階で具体的にこの病院を閉鎖する

ということをやつたということになると、若松病院

の存続の問題そのものについては、評議員会でも

運協でも実際は何にも討議をしていない、こういうことになりませんか。

○竹村参考人 お答えいたします。第一は、評議員会なり運営協議会の問題でございます。その席上におきまして、私どもは、先ほど御説明いたしましたとおり、こういう方針で具体的に四十七年度から実施をいたしております。かように御説明を申し上げて御了承を得たことは先ほど申し上げたとおりでございます。

○竹村参考人 先ほど御説明いたしましたように

に、現在、四十八年度の事業計画の段階におきま

しては具体的に名前をあげまして明示する段階に

もなつておりませんし、またその必要もないこと

は先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

ただ、実質的に若松病院を廃止するかどうかの実

体の問題につきましての評議員会並びに運営協議

会及び評議員会におきまして、今年度の病院經理

の運営の方針といたしましては、医療經理特別対策委員会の示された答申に従ひまして逐次実施をいたします、かような説明をいたしております。

会に対する説明の問題だけが残るわけでございますが、その点につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、この特別対策委員会の答申では、いろいろな手だてを講じてもどうしても連合会としては経営することが不向きな病院につきましては閉鎖することはやむを得ない、かような答申でございますから、四十七年度からこの線に従いまして逐次実施をしてまいりたいと思っております。かように申し上げて御了承を得ております。したがって、具体的な名前こそ申し上げてはおりませんが、包括的に御了承を得たものと私どもは考えておる次第でございます。

○増本委員 それでは、四十七年度の事業計画の審議をした際に、若松病院の問題については具体的に討議にのほり、審議がなされたのですか。

○竹村参考人 私どもがさういふ説明をいたしました場合には、格別具体的にどこをどうするかという御質問もなかったわけでございます。また、私どももいたしまして、四十七年度予算を編成する、事業計画を策定いたしました段階におきましては、まだ若松病院を廃止しなければならぬという結論には達していません。したがって、四十七年度の過程におきまして研究をいたしまして、かような閉鎖をしなければならぬような病院がございましたらば実施をいたします。かように御説明を申し上げていたわけでございます。

○増本委員 昨年の九月に具体的には閉鎖の発表をなさったわけですね。この閉鎖の発表をする段階で運協なりあるいは評議員会で、この問題についてどういふ方向でいくということはおきめになったのですか。

○竹村参考人 私どもは閉鎖発表のほんの少し前に結論に達したわけでございますが、評議員会及び運協協議会に対する関係におきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、年度当初におきまして包括的に御承諾を得ている、かように考えておったわけでございますから、閉鎖決定後両機関におはかりしたことはございません。

○増本委員 あなたは包括的におっしゃるけれども、この病院についてどうする、あるいはこの若松病院がいま病院経営の問題でやっつけかなければならない問題の一つの重要なケースであるということ、事業計画を決定する際にあなたの方ほうから何も言わない、質問がなかったから包括委任だ、これはちょっとおかしいと思うのです。だから自後のいろいろな紛争のものがさういふところで起きてきているのじゃないですか。

○竹村参考人 事業計画、予算を審議いただきまされた場合に、具体的な名前ももちろん出なかったわけでございますが、結核病院全体の論議はされたわけでございます。現在、私どもの三十の直営病院のうちで大体九カ所ぐらいが結核病院の範疇に入らなれば、疾病構造の変化からやむを得ないところにあるにいたしまして、毎年非常に巨額の赤字を出している、その累積赤字はかようになっております。かような事柄、それから、答申の線に沿って生かすものは生かし、発展させるものはもちろん発展させていく、しかしそうでないものにつきましてはやはり答申の線に従って措置をせざるを得ない、かような論議が行なわれておるわけでございます。

したがって、結核病院全体について全然話がなく、だしのけに若松病院だけを閉鎖したというわけでもありません。むしろ先生のお話と反対かとも思いますが、研究の結果やむを得ず閉鎖になるような病院もある程度出てくるのじゃないかというところは、評議員の方なりあるいは運協協議会の委員の方なりは御想像になつておったのではなからうか、かように私は考えておるわけでございます。

○増本委員 病院の経理が赤字である、これについては国の負担金がまだまだ非常に低いと私は思っていますけれども、ことし二十億ですか、これは大臣にもっと大幅に引き上げることを要求しました。しかしそれは別の問題として、こういう赤字をかかえている共済病院を今後どう運営

していくかという点では、積極的に職員や患者の協力も得なければならぬ。であれば、いろいろ現場の職員の人たちそれから共済組合の組合員も含めて衆知を集める、そういう手だてをとって克服のために、解決のために努力をするということが非常に重要だと思つておるのです。さういふ点からいいますと、今回、三十の病院のうち赤字をたたくんかかえた結核病院は九病院である、しかし閉鎖する病院はそのうちのただ一つだ、これはたいへん重大な問題になるわけですね。

だからこそ私は、ルールの上からいっても、民主的に、ちゃんと問題を具体的に話のできるような機会をつくるべきであるし、またその上でお互いに再建築あるいは善後策を含めてその検討をしていくというふうな姿勢を連合会としておとりにする必要があるというふうに思つておる。いま患者の人たちや職員の中でも、一方的な閉鎖については反対だというので運動も起きているようすけれども、あなたのほうとしてはこれをどういふように解決していくお気持ちですか。

○竹村参考人 私どももいたしましては、先ほど来御説明申し上げておりますとおり、運営の方針を決定するにあたりましては評議員会なり運協協議会の御意見をいままです十分拝聴してまいっております。また具体的な病院の経理方針につきましても、先ほど申し上げたとおり民主的な構成をもちました特別委員会の御答申もいたしてあります。したがって、よって出しました結論につきましては私どももいたしましては決して非民主的な方法ではない、かように信じておるわけでございます。

ただ、何と申しましたも、病院を閉鎖いたしました患者にも影響がございますし、病院に勤務する職員にも労働条件の変更という問題が生ずるものがございますから、方針を公表いたしましたら、その後におきまして職員組合なりあるいは患者の方々にも十分お話をいたしまして御了解を得る、かようなことは絶対必要だと思つて、現在までその努力は続けてまいつておるし、今後も精力

的にさういふ努力は引き続いてやつてまいりたい、かように考えております。

○増本委員 民主的におやりになったと言いますけれども、これ以上言いませんが、結局閉鎖を発表して、退院患者には三万円渡すというピラを出したり、かなり皆さん方のほうでも、職員や患者を刺戟するようないふことに具体的にはなつていない気がするので、こゝからは十分注意をして、組合や患者との交渉でひとつテーブルについて、ちゃんと解決をするというふうにしてほしいと思つておる。

最後に、特借借舎の問題についてちょっとお伺いしますけれども、今年度は昨年から繰り越し分が新規のものはないようすけれども、国との借借契約の内容が、決して共済組合連合会にとつて有利だといふぐあいには判断できないと思つておる。六十年度の半年賦の元利均等償還で年六・五%、これでは皆さんのほうから貸賃料を値上げせよといふような増額請求もできないし、財産でありながら国にまらるる六十年間借り上げられて、そして言つてみれば普通の利息から見ただけ低いような金額で、これを家賃だといふぐあいで払われる。この辺のところの契約関係の条件をもつと組合に有利なように私は解決をしていく必要があるといふように思つておるが、この特借借舎の問題については理事長はいかにお考えですか。

○竹村参考人 私どもも長期資金の運用の形で特借借舎に対する貸し付けを行なつておるわけでございますが、私どもも資金運用面でもいろいろ利率がいろいろ異なるのは非常にむづかしい問題でございます。たとえは有価証券その他につきましては、これはできるだけ高いほうがいい、これは問題のないところでございます。それから一般組合員に対する貸し付けといふものは、これは相当な金額にのほつておるわけでございますが、これは現在法令の許す最低限の五分五厘でやつておる。これは主として公務員の福祉に役立つ、かような観点から従来さういふふうにしてまいつて

おるわけでございます。それから先ほど先生からも話もございましたように、平均利回りは大体六分五厘を多少上下しているような状態でございませう。そこで特借宿舎は一体どういふふうな観点から利率をきめたいのかという問題になるわけでございます。

御案内のように、特借宿舎は国のほうでお使いになりまして、比較的若い層の国家公務員に、あまり広くない官舎を建てておるものでございませう。したがって、やはり広い意味で考えてみますと、国家公務員の福祉にも相当役立っている、ことに公務員宿舎が少なかった時代におきましてはかなり貢献もいたしました、かように考えるわけでございます。したがって、でまじりまじりなことが、それから平均利回りを兼ね合わせて考えまして、大体六分五厘がいいではないか、かような観点で従来六分五厘でやってきております。私も、いま考えてみますとも大体その辺が妥当ではなからうか、かように考えておる次第であります。

○増本委員 この積立金の管理運用については、これを長期運用ということで国家公務員の宿舎のほうに回すというのは国の政策からいくとむしろ本末転倒でして、国が公務員宿舎というのは自分の責任でつくるべきですね。そういうことで圧迫を受けるために、組合員に対する運用の点でいけば、住宅貸し付けは二〇％、住宅以外の貸し付けが二五％、組合員プロパーの資金運用というのは四五％以内にとどめられている。こういう状況ですから、ここいらのところも私は十分に配慮すべきものだと思います。その点では政府のほうはいかがですか。

○辻政府委員 特別借り受け宿舎の問題につきましては、ただいま連合会の理事長からお答え申し上げたとおりでございます。先般の委員会におきまして大蔵大臣からも御答弁申し上げたとおりでございますが、連合会の側から見ますと、資金の運用というところに相なるわけでございます。共済組合の資金はその性格上安全かつ効率的に運用し

なければならぬということが法律に定められておりますが、六分五厘という金利でございますので、先ほど来お示しのごさいました大体平均利回り程度でございますから、連合会の運用の面からすれば決して不利ではない。また相手先は国でございますから安全なことは申すまでもございませうので、連合会の資金運用の金利としては妥当なところではなからうかと思っております。

また、それを裏側から見ますと、先ほど来理事長から御説明いたしましたように、共済組合すなわち公務員の福祉の向上にもつながる、特にそれを中堅以下の公務員の宿舎に充てるという意味で、福祉の向上につながるというふうにごさいます。従来はやっていたわけでございます。

ただ、本来国家公務員の宿舎は国の責任において建設すべきではないかという御指摘はまさにそのとおりでございますので、本年から一般の特別借り受け宿舎はこれを取りやめるといふことにならしてございます。ごく例外的なものが残っているだけになっております。御指摘の線に沿って規模を縮小いたしましたわけでございます。

なお、資産の運用の割合について御指摘がございましたが、現在組合員の福祉向上のための運用の割合は五〇％をちょっと上回る程度になっております。今後とも福祉還元につきましては努力してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○増本委員 じゃ終わります。
○鶴田委員長 次回は、来たる十九日火曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後四時四十九分散會

昭和四十八年六月二十九日印刷

昭和四十八年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B